

# プロジェクト方式技術協力の手引

平成元年一月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所

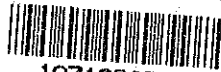
総研

J R

89 - 01



JICA LIBRARY



1071382[4]

18558



専門家養成・協力活動用教材の開発

# プロジェクト方式技術協力の手引

平成元年 1 月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所

国際協力事業団

18556

# はじめに

わが国の開発途上国に対する技術協力は、ますますその重要性が高まっており、協力件数の増加、協力内容の高度化多様化が見られる。なかでも、専門家派遣、研修員受入れおよび機材供与の形態の技術協力が一体化して、その計画立案から実施、評価まで総合的に運営、実施されるプロジェクト方式技術協力は事業の中核となっている。

本手引書は、これらプロジェクト方式技術協力の効果的かつ効率的な実施に資するため、プロジェクト方式技術協力の概念、プロジェクトの成立に至る経緯、R/D方式の全容、プロジェクトの効果的運営・管理、評価の手法、および技術協力と無償資金協力との連携等、プロジェクト方式技術協力実施にかかる基礎的事項について、特にチームリーダー、調整員等を念頭においてプロジェクト方式技術協力の手引（平成元年1月）として取りまとめたものである。

「専門家派遣の手引」「機材調達の手引」等、既刊の業務参考資料、執務参考資料にあわせて本手引書を活用していただくことによって、プロジェクト方式技術協力の効果的実施に役立てば幸いである。

本書の改訂にあたっては記述やデータを更新しているが、さらに今後これが活用の過程において関係者のご意見を徴しつつ、本手引書の内容を一層充実させたいと考えている。

平成元年1月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所





# 本手引の利用にあたって

本手引書は、他の手引書と重複する部分は記載されていないので次の内容については、該当の手引書を参考にしてください。

①事業団の行う事業全体の法令・規程など

国際協力事業団法令・規程集

②専門家の福利厚生、身分処遇など

派遣専門家の手引

\*

③機材の要請、購送、現地調達、保険求償など

機材調達の手引

\*

④研修員受入事業の仕組み、集団コース一覧、第三国研修の概説など

研修員受入事業の手引

\*

⑤プロジェクトからの報告事項、内容、様式など

プロジェクト方式技術協力報告書作成指針

上記手引書のうち、\*印のものは国際協力総合研修所が実施している専門家の派遣前研修の資料として、受講者に配布している。



# プロジェクト方式技術協力の手引

## 目 次

I	プロジェクト方式技術協力の概要	1
1.	事業の概要	3
(1)	プロジェクト方式技術協力の特徴	3
(2)	プロジェクト方式技術協力の内容と規模	4
(3)	無償資金協力との連携	4
(4)	事業の評価	5
2.	プロジェクト方式技術協力の流れ	6
(1)	プロジェクトのサイクル	6
(2)	プロジェクト方式技術協力の仕組み	8
(3)	プロジェクト方式技術協力の実施のための合意方式	10
(4)	プロジェクトの予算と年度計画	10
II	プロジェクト成立に至る過程	15
1.	プロジェクト方式技術協力の要請および選定の過程	17
(1)	要請および案件選定の過程	17
(2)	案件選定の要点	19
2.	事前調査	20
(1)	事前調査の目的	20
(2)	事前調査の業務の範囲	20
(3)	事前調査団の編成	20
(4)	事前調査団の業務の範囲と内容	20
(5)	事前調査の共通タームズ・オブ・リファレンス	21
(6)	事前調査の一般的な心構えおよび留意事項	23
	○調査事例(タイ労災リハビリセンター)	26
3.	建物・施設の整備を要するプロジェクト方式技術協力の計画策定にあたっての指針	37
(1)	基本的な問題意識	37
(2)	R/Dの有効期間と建物・施設の整備期間の関係	37
	○建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定要領	39

III 実施協議	43
Record of Discussions (R/D) 作成のためのマニュアル	
1. 総論	45
(1) R/Dの基本的性格	45
(2) R/D方式の意義およびその長所と短所	46
(3) R/D方式か協定方式か	47
(4) プロジェクト方式技術協力の流れとR/D締結の位置づけ	48
(5) 口上書によるR/Dのエンドースメント	49
2. R/Dの原文(英文・西語および和文)	50
(英文)	50
(西語文)	58
(和文)	63
3. R/D作成のためのマニュアル	67
(1) 本文(カバリング)	67
(2) The Attached Document(附属文書)	69
IV プロジェクトの効果的運営	83
1. 専門家チームの役割	85
用語定義	85
(1) チームリーダーと調整員の業務	86
(2) チームリーダーと相手国および日本国との関係	89
(3) 専門家チームを取り巻く環境	91
2. プロジェクトの運営管理	92
(1) プロジェクトの計画策定	92
(2) 本部およびプロジェクトサイトにおけるプロジェクトの実施と運営	99
(3) 計画管理と軌道修正業務	100
3. プロジェクトの終了時評価	103
4. 国内支援体制	107
(1) 国内支援体制の現状	107
(2) 国内支援体制のプロセス	108
(3) 各事業部の国内支援体制	110
(4) 国内支援体制経費の種類	111
(5) 各支援体制の実施方法	114
(6) 支援体制の実施例	119

## 関係規程

①視聴覚等教材整備費の運用のあり方について	121
②国内協力体制整備費の運用のあり方について	123
③派遣専門家等に係る情報資料提供支援について	125
V ローカルコスト負担	133
1. ローカルコスト負担の現状	135
2. プロジェクト方式技術協力全体予算に占めるローカルコスト予算	135
3. 各事業のローカルコスト予算	137
4. ローカルコスト負担の種類	138
5. ローカルコスト負担の実施	141
(1) 現地業務費に係る規程等	141
○現地業務費支給基準	142
○現地業務費から支給する専門家の任国内出張旅費の定額について	152
○現地業務費受払報告書および出納簿の整理	153
(2) その他の一般現地業務費(申請ベース)に係る規程等	165
○応急対策費の取扱いについて	167
○技術普及広報費の運用のあり方について	175
(参考) 技術普及広報費について	177
○現地セミナー開催実施要領	178
○技術交換費の運用について	190
(3) 中堅技術者要請対策費申請に係る規程等	197
○中堅技術者要請協力事業実施要綱	198
(4) プロジェクト基盤整備費申請に係る規程等	211
○プロジェクト基盤整備実施要綱	212
(5) 造林プロジェクト推進対策費実施に係る規程等	219
○造林プロジェクト推進対策実施に関する要綱	220
VI 技術協力と無償資金協力との連携	227
1. 無償資金協力とは	229
(1) 無償資金協力の位置づけ	229
(2) 無償資金協力の形態	230
(3) 無償資金協力の種類	230
(4) 無償資金協力の内容	231
(5) 無償資金協力の制度	234

(6) わが国無償資金協力の流れ	235
(7) 基本設計調査の概要	238
(8) 実施促進調査	240
(9) フォローアップ調査	242
(10) 資機材等調査	242
(11) 終了時評価調査	242
(12) 基礎調査	243
2. 無償資金協力と技術協力との連携	243
(1) 連携の必要性	243
(2) プロジェクト方式技術協力案件の無償資金協力との連携状況	244
VII プロジェクトからの報告事例	245
1. 目的	247
2. 報告書の区分	247
3. 各種報告書の様式	247
VIII 文部省国費留学生制度の活用について	249
1. 留学生対策に係る現状と課題	251
(1) 概要	251
(2) 文部省国費留学生（JICA/学振）特別枠制度	251
2. JICAの対応方針（64年度募集に対する方針）	252
(1) 特別枠の活用（前記の対象国の事務所に該当する）	252
(2) 一般枠の活用	253
(3) 大学教授推薦枠の活用	253
3. その他	253
(1) 事前連絡	253
(2) 留学生候補者の質	253
(3) 昭和65年度募集枠の文部省協議の準備	254

# I プロジェクト方式技術協力の概要





## 1. 事業の概要

### (1) プロジェクト方式技術協力の特徴

事業団が実施している技術協力の形態は、基本的には

(1) 専門家の派遣、 (2) 研修員受入、 (3) 機材供与

の三つの形態に区分される。これら3形態の技術協力は、単独、あるいは相互の組み合わせによって実施されるが、特に、3形態を一つの事業計画（プロジェクト）として統合し、事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施する協力形態をプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。

プロジェクト方式の技術協力は、日本政府と開発途上国政府との共同事業として実施されるので、両者の責任分担や付帯条件などについては外務省が取極めを行う二国間協定、ないしは実施機関（日本側はJICA）により署名・交換する討議議事録（R/D; Record of Discussions）において明示される。

この場合、原則として開発途上国側が土地、建物、プロジェクトの運営費を負担することになっている。しかしながら、開発途上国側の経済の悪化によって負担能力にも限界あるところ、最近、技術協力と資金協力との有機的な連携を重視してきた結果、建物、施設などを日本政府からの無償資金協力により負担するプロジェクトが多くなっている。

本事業の目的は、協力実施計画および年次計画にしたがって専門家派遣、機材供与、研修員受入れといった包括的なプロジェクトの実施によって、通常、5年程度の期間に技術の効果的な移転を図ることである。

なお、円滑な事業の推進を図るべく事業計画の進捗状況に応じ、次のような各種調査団を派遣する。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 事前調査   | (要請の背景、内容などの詳細把握)          |
| (2) 実施協議   | (討議議事録の署名・交換)              |
| (3) 実施設計   | (基盤整備関連の工事設計、施工管理等)        |
| (4) 計画打合せ  | (事業の運営関連事項などの協議)           |
| (5) 巡回指導   | (技術的指導、必要な助言等)             |
| (6) 機材維持管理 | (供与機材の修理、維持管理指導等)          |
| (7) 終了時評価  | (協力効果の測定、終了後取扱等協議)         |
| (8) 事後調査   | (協力終了後、必要に応じ協力効果を測定)       |
| (9) アフターケア | (協力終了後3年以上経過後、必要に応じ補完的指導等) |
| (10) その他   |                            |

## (2) プロジェクト方式技術協力の内容と規模

### (ア) 協力内容

プロジェクト方式技術協力事業は、現在、次の五つの事業分野で実施されているが、各事業とも

- (1) 研究開発
- (2) 技術普及
- (3) 人材養成 の三つの機能を有している。

事業名	主たる協力内容
技術協力センター事業 (社会開発協力)	教育、職業訓練、科学技術、電気通信、建設、運輸、交通
保健医療協力事業	保健、医療、熱帯感染症等の研究等
人口・家族計画協力事業	人口・家族計画、母子保健
農林水産業協力事業	農業、林業、畜産業、水産業
産業開発協力事業	鉱工業、農林水産物加工流通等

### (イ) 協力規模

プロジェクト1件あたりの規模としては、原則として3～5年の協力期間内に長期専門家派遣数5～10人、研修員の受入れ数10～20人、機材供与額2～5億円程度となっている。

### (3) 無償資金協力との連携

プロジェクトの内容によっては、先方の資金面での制約のため、わが方の無償資金協力により建物、施設などの手当を行うケースが近年増加している。このような場合には、プロジェクトの要請背景、内容などの詳細把握を行う事前調査実施に際しては、技術協力部門、無償資金協力部門の合同実施を図るなど、両事業の連携が十分とれるよう配慮している。

技術協力と無償資金協力との連携比率

年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
連携率(%)	50.0	50.4	55.6

#### (4) 事業の評価

プロジェクト方式技術協力においては、プロジェクトの目的達成度、プロジェクトの適正度、プロジェクトの自立度等について把握するとともに、プロジェクトの波及効果などについて分析を行っている。なお、プロジェクト開始時と終了時の比較を容易にすべく、ベースライン基準を開始時に設定しておくことはきわめて肝要である。

評価の方法としては、当事者による評価、先方政府と当事者による合同評価、第三者による評価があり、時期的には中間評価、モニタリング、終了時評価、事後評価に分けられる。

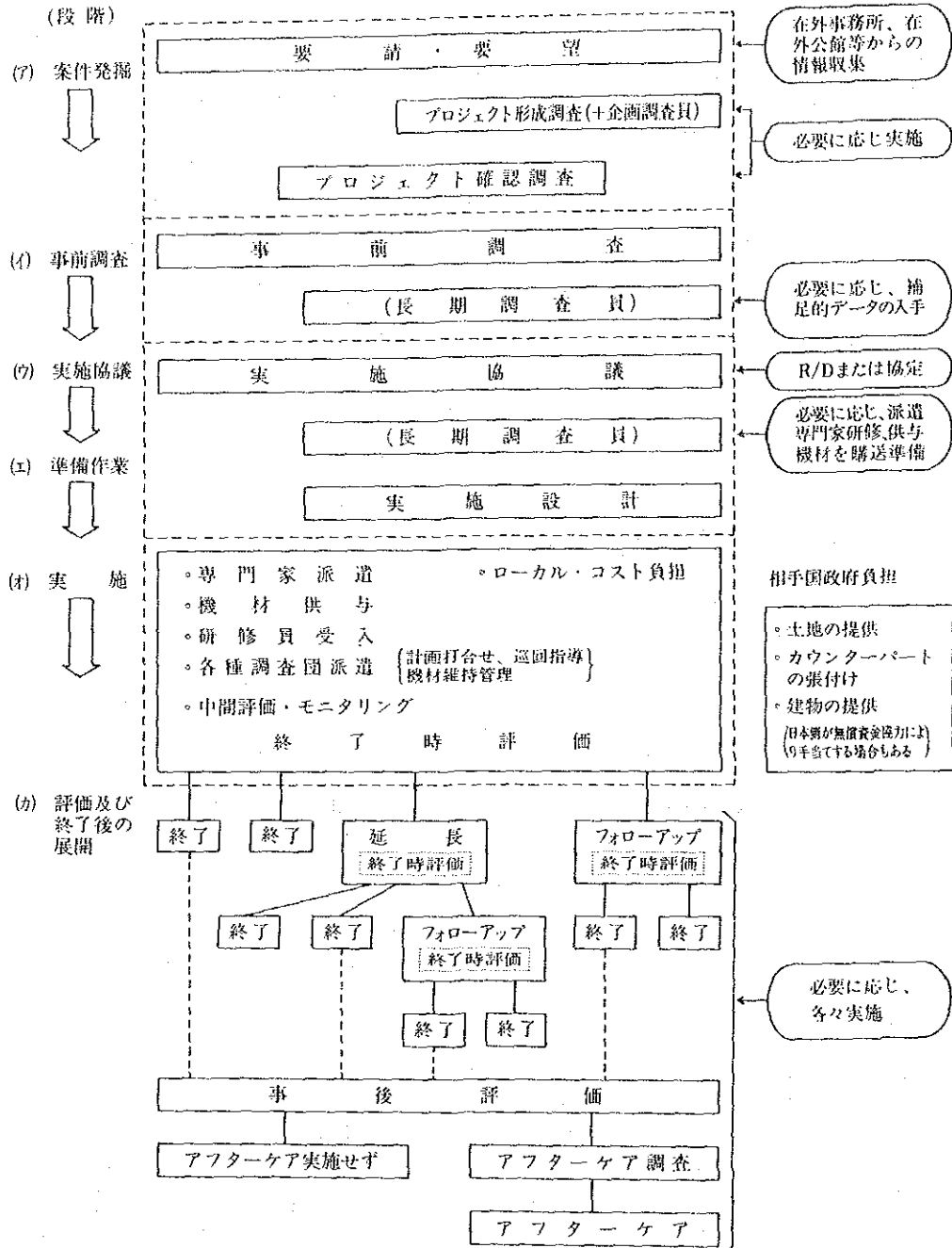
また、評価の結果は、プロジェクトの運営のみならず、同種他事業へのフィードバックにも役立つことになる。

## 2. プロジェクト方式技術協力の流れ

### (1) プロジェクトのサイクル

プロジェクトの発掘から計画立案、実施を経て終了に至るまでの一般的な流れは図のとおりである。

プロジェクト・サイクル・モデル



#### (7) 案件発掘

プロジェクト方式技術協力は、政府ベース協力の一環として、相手国からの正式協力要請を受理した段階から具体的な手続きを開始する。しかし、途上国の中には計画策定能力が十分でない国も少なくないことから、計画策定段階より能動的、積極的に協力することもある。換言すればいわゆる要請主義を補完すべくプロジェクト形成調査等により相手国のニーズを的確に把握し、優良プロジェクトを発掘・形成するとともに、在外公館、事業団在外事務所等を通じて適宜情報の収集を行っている。

#### (4) 事前調査

相手国からの要請内容他、入手した諸情報などを基に選定した案件について、

(1) 国家開発計画の中での位置付け

(2) プロジェクトの目標が明確であり、相手国政府が自ら積極的に対応し得るものであるか

等を重点として、要請の背景、内容などの詳細把握ならびに計画立案に資する資料収集などを目的とした事前調査団を派遣する。また、必要に応じ、長期調査員を派遣し、補足的データの収集、協力計画の策定等を実施する。

#### (ウ) 実施協議

事前調査に基づき、相手国およびわが方の双方ともに実施し得るめどがついた段階で、実施協議調査団を派遣し、相手国関係者と協力内容について協議し、その結果を討議議事録（R/D）として、また、具体的協力活動を暫定実施計画（Tentative Schedule of Implementation; T S I）として取りまとめるうえ、署名・交換する。

なお、二国間協定の場合は、在外公館が窓口となって取極めが行われる。

#### (イ) 準備作業、および (ウ) 実施

R/Dの署名または二国間協定の取極めにより実施段階に入るが、相手国の受入準備と平行して、必要に応じ、長期調査員を派遣（1年未満）して実施設計など実施のための準備を行う場合がある。日本国内においては、関係各機関により国内協力体制の確立、専門家の人選、専門家の派遣前研修、供与機材の選定、テキスト・視聴覚教材の開発、研修員（カウンターパート）受入れ等の準備を行う。

事業協力開始後は目標を実現すべく専門家派遣、研修員受入れおよび機材供与を具体的活動計画に沿って効果的に実施する。プロジェクトが相手国の単独実施に引き継がれ自立的に運営し得る段階に至るまでには、予測困難な事態が発生することも多く、これらに対応して応急対策費、プロジェクト基盤整備費、中堅技術者養成対策費などのローカルコスト日本側負担措置制度の活用を図るとともに、(1)相手国との緊密

な連携（合同委員会等）、(2)在外事務所、公館との協議、(3)本部、調査団との協議等を通じて具体的活動計画を修正する等、積極的かつ柔軟な対応を図ることが望まれる。実施期間中、在外事務所によるモニタリング、計画打合せ調査団等による中間評価が行われる。

(カ) 評価および終了後の展開

協力期間終了時期が近づいたプロジェクトについては、協力効果を測定しならびにフォローアップ、または延長の必要性の有無を判断すべく終了時評価を行う調査団を派遣する。

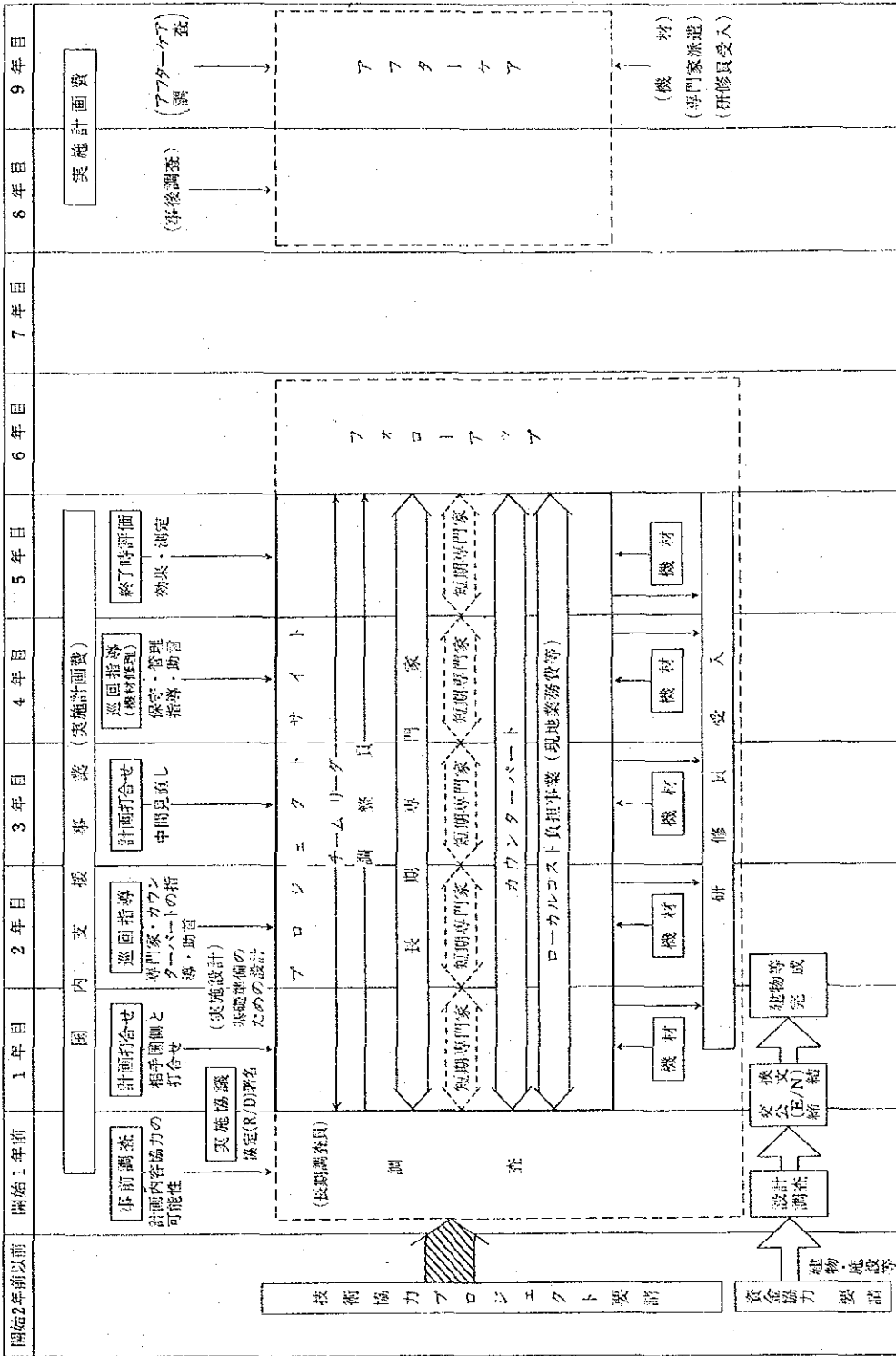
また、当該プロジェクトのためのみならず、わが国の将来の技術協力への一助とすべくプロジェクト終了後数年経過した後の事後評価を行う場合もある。

- (1) 終了時評価の結果、必要な場合は、当初の協力目標に達成していない分野を中心に、短期専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等各種形態別のフォローアップ協力を行うことがある。
- (2) 協力終了後3年以上経過し、自助努力の成果が見られるプロジェクトにつき、短期専門家派遣およびスペアパーツ等少額の機材供与によるアフターケア協力を行うことがある。

(2) プロジェクト方式技術協力の仕組み

プロジェクト実施モデルの概要は次頁図のとおりである。

プロジェクト方式技術協力実施モデル



1. 調査に必要な経費

2. 専門家派遣に必要な経費

3. 機材提供に必要経費

### (3) プロジェクト方式技術協力の実施のための合意方式

プロジェクト方式技術協力を実施する場合、R/D (Record of Discussions: 討議議事録) の署名・交換による方式と、協定 (Agreement) の締結による方式とがある。R/D方式によるか、協定方式によるかは、相手国側の意向次第ではあるが、他に「手続き上の簡便性」および「法的な明確性」という2つの要素を比較考量の上決定することになる。ただし、協定方式による場合、相手国側の事務処理体制の問題から、最悪の場合には1年以上手続きに時間を費やす場合もあり、予算措置に困難を来すことがある。また、協力規模の小さいプロジェクトについても、各々協定締結手続きをとることは事務的に煩瑣にすぎる。

従来例では、主として、かかる理由から、圧倒的にR/D方式が多い。いずれの方式ともに、制度上および手続き上改善する余地は大きく、今後の検討課題として見直し中である。従来はR/D方式を原則とし、以下の場合に協定方式をとることとしている。

- (ア) 協定以外ではプロジェクト方式技術協力の実施に必要な特権・免除および便宜あるいは必要な予算などを確保し得ない相手国の場合。
- (イ) プロジェクト規模、特に相手国側負担分が大きく、先方政府の取るべき措置などを外交取極めにより確実にしておく必要がある場合。
- (ロ) 外交上の配慮などにより必要と認められる場合。

### (4) プロジェクトの予算と年度計画

- (ア) プロジェクト方式技術協力の実施にかかるJICAの予算構成は表1、またその推移は表2のとおりである。
- (イ) 年度計画は、各事業別の予算を基にプロジェクトの当初計画に即して策定する。



表1 プロジェクト方式技術協力の予算構成

昭和63年度現在

<p>(項) 技術協力センター費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査団派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 調査諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> </ul> </li> <li>2. 専門家派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 派遣諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> <li>(目) 現地業務費</li> </ul> </li> <li>3. 機材供与に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 機材供与費</li> </ul> </li> <li>4. 加江外実施計画に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 実施計画諸費</li> </ul> </li> </ol>	<p>(項) 保健医療協力費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査団派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 調査諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> </ul> </li> <li>2. 専門家派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 派遣諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> <li>(目) 現地業務費</li> </ul> </li> <li>3. 機材供与に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 機材供与費</li> </ul> </li> <li>4. 加江外実施計画に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 実施計画諸費</li> </ul> </li> </ol>
<p>(項) 人口・家族計画協力費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査団派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 調査諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> </ul> </li> <li>2. 専門家派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 派遣諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 現地業務費</li> </ul> </li> <li>3. 機材供与に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 機材供与費</li> </ul> </li> <li>4. 加江外実施計画に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 実施計画諸費</li> </ul> </li> </ol>	<p>(項) 農林業協力費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査団派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 調査諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> </ul> </li> <li>2. 専門家派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 派遣諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> <li>(目) 現地業務費</li> </ul> </li> <li>3. 機材供与に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 機材供与費</li> </ul> </li> <li>4. 加江外実施計画に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 実施計画諸費</li> </ul> </li> </ol>
<p>(項) 産業開発協力費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査団派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 調査諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> </ul> </li> <li>2. 専門家派遣に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 派遣諸費</li> <li>(目) 所属先補填経費</li> <li>(目) 技術費</li> <li>(目) 現地業務費</li> </ul> </li> <li>3. 機材供与に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 機材供与費</li> </ul> </li> <li>4. 加江外実施計画に必要な経費               <ul style="list-style-type: none"> <li>(目) 実施計画諸費</li> </ul> </li> </ol>	

表2 プロジェクト方式技術協力の主要予算科目費の推移

昭和63年4月1日現在

事項	内 訳	技 協 センター費	保 健 医療費	人 口 家族費	農 林 業 費	産 業 開発費
調査団派遣に必要経費	調査団派遣経費 (一般案件関連)					
	事前調査	○ *	○ *	○ 55	○ *	○ 49
	実施協議	○ *	○ *	○ 57	○ *	○ 49
	実施設計	○ 63	○ 54	—	○ *	—
	計画打合せ	○ 52	○ *	○ 56	○ *	○ 50
	巡回指導	○ *	○ *	○ *	○ *	○ 50
	機材維持・修理	○ 48	○ *	○ 59	○ *	○ 59
	基礎調査	○ 58	○ 55	○ 57	○ 48	—
	機材実施計画策定調査	—	○ 63	—	—	—
	アフターケア	○ 53	○ 56	—	○ 56	○ 61
	遺伝資源・収集保存	—	—	—	○ 62	—
	(人造り協力案件関連)					
	エバリュエーション調査					
	計画打合せ	○ 63				
(科学技術協力案件関連)						
事前調査	○ 59					
計画打合せ	○ 59					
巡回指導	○ 62					
	所属先補填経費	○ *	○ *	○ 52	○ *	○ 50
	技術費 (一般案件関連)					
	(事前調査)	○ 59	—	—	○ 59	—
	(実施協議)	—	—	—	—	○ 49
	(実施設計)	○ 53	○ 54	—	○ *	—
	(基礎調査)	○ 58	○ 55	○ 57	○ 50	—
	(機材修理)	—	○ 62	○ 62	○ 61	—
	(機材実施計画策定調査)	—	○ 63	—	—	—
	(遺伝資源収集)	—	—	—	○ 62	—

事項	内 訳	技 協 センター費	保 健 医療費	人 口 家族費	農 林 業 費	産 業 開発費
専 門 家	専門家 (一般専門家)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
	(医療専門家)		○ *	○ 56		
	長期調査員	○ 56	○ 59		○ 48	○ 50
	アフターケア専門家	○ 53	○ 56	—	○ 56	○ 61
	大学教授		○			
	諸手当 (赴帰任旅費)	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *
	(滞在費)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
	(住居手当)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
	(語学手当)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
	(僻地手当)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
(子女教育手当)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50	
派 遣	携行機材費	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
	一時帰国旅費	○ *	○ *	○ 52	○ *	○ 50
	子女呼寄旅費	○ *	○ *	○ 52	○ *	○ 50
に 必 要	所属先給与補填経費	○ *	○ *	○ 52	○ *	○ 50
	技術費 (長期専門家)	○ 55	○ 53		○ 55	
	(短期専門家)	○ 55	○ 60		○ 55	
	(長期調査員)	○ 56	○ 53		○ 60	○ 53
(アフターケア)		○ 62				
な 経 費	現地業務費					
	(一般現地業務費)	○ *	○ *	○ 49	○ *	○ 50
	(現地研究費)	○ 55	○ 50	○ 56	○ *	○ 53
	(貧困国対策費)	○ 52	○ 52	○ 52	○ 52	○ 52
	(応急対策費)	○ 59	○ 60		○ 49	○ 52
	(技術普及広報費)	○ 58	○ 58	○ 58	○ 58	○ 58
	(技術交換費)	○ 59	○ 59	○ 59	○ 59	○ 59
	(ノウハウセミナー開催費)	○ 62	○ 55		○ 62	
	(普及効果測定調査費)				○ 54	
	大学教授現地業務費		○ *			
	アフターケア現地業務費	○ 53	○ 56		○ 50	○ 61
	長期調査員調査費	○ 56	○ 59		○ 48	○ 50
	研究開発費	○ 59				
	中堅技術者養成対策費	○ 59	○ 54	○ 56	○ 54	○ 63
技術者養成対策費	○ 57					
プロジェクト基盤整備費	○ 61	○ 55		○ 52	○ 62	

事項	内 訳	技 協 セ/ケ-費	保 健 医療費	人 口 家族費	農 林 業 費	産 業 開発費
	学術資料情報提供費 造林対策費 研究者養成対策費	○ 63	○ 56		○ 61	
機 材 供 与 に 必 要 な 経 費	機材供与費 機材費 資材費 機材修理費 アフターケア機材供与費 感染症対策費 機械設計試作改良費	○ *   ○ 53  ○ 56	○ * ○ 52 ○ 61 ○ 56 ○ 62	○ *  ○ 61	○ *  ○ 56	○ 50   ○ 61  ○ 55
プ ロ ジ ェ ク ト 実 施 計 画 に 必 要 な 経 費	調査団実施計画費 プロジェクト運営費 (プロジェクト運営費) (連絡会議開催費) (国内協力体制整備費) アフターケア実施計画費 特殊案件実施計画費 視聴覚教材整備費 沖縄センター打合せ会議開催費 技術研究開発費 現地語教科書作成費 適正技術開発研究費 遺産資源収集・保存ネットワーク運営費 プロジェクト責任者会議開催費	○ * ○ * ○ 52 ○ 57 ○ 53 ○ 52 ○ 56 ○ 60 ○ 59 ○ 62  ○ 63	○ * ○ * ○ 52 ○ 57 ○ 56 — ○ 56  ○ 55	○ 55 ○ 56 ○ 62 ○ 57 — — ○ 56 ○ 56  ○ 55	○ * ○ * ○ * ○ 57 ○ 56 ○ 56  ○ 55 ○ 62	○ 49 ○ 49 ○ 56 ○ 57 ○ 61  ○ 56   ○ 55

(注) ○はすでに予算化されたもの(数字は予算化された年度、\*は48年度以前に予算化されたもの)

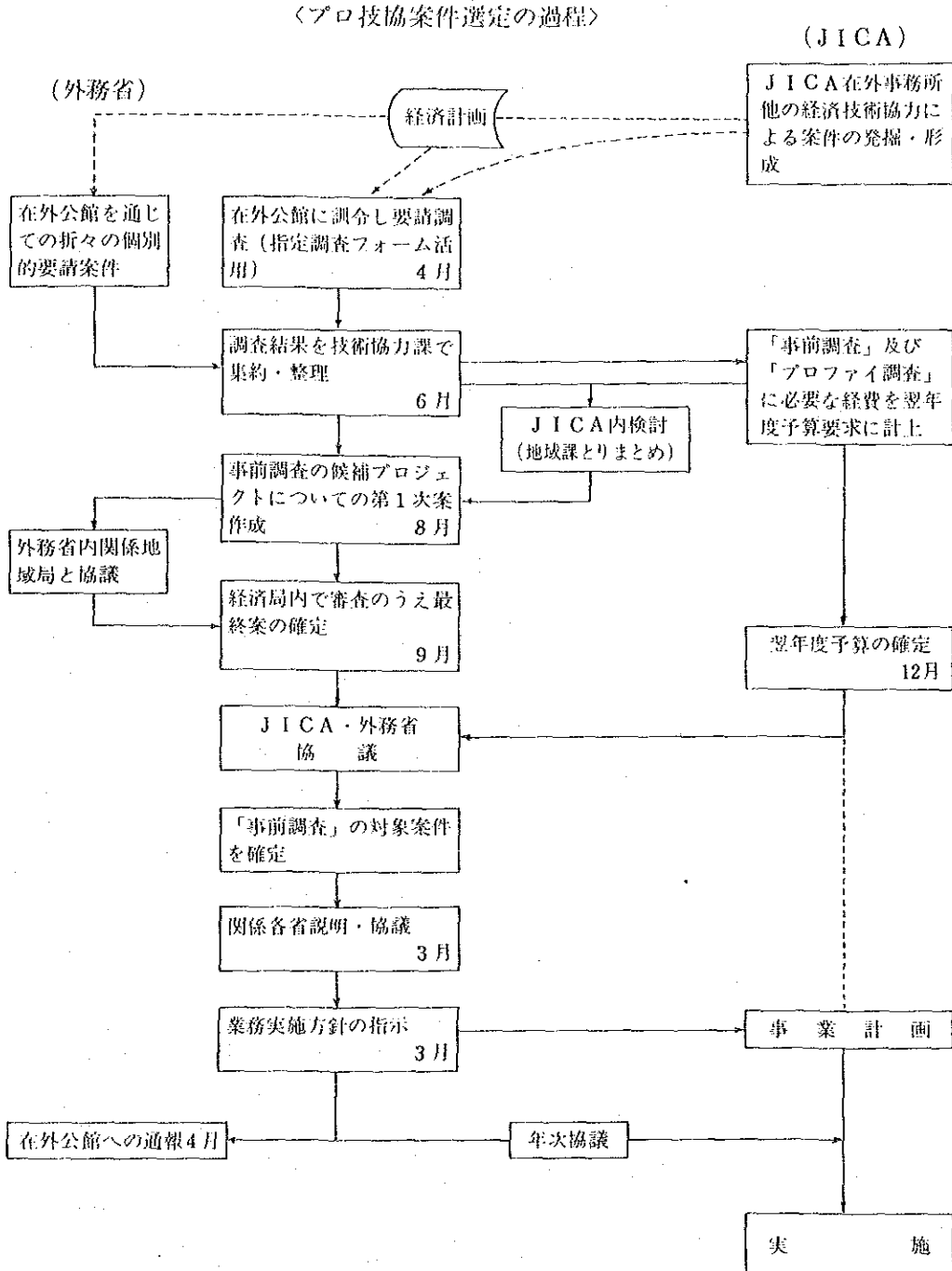
## II プロジェクト成立に至る過程



# 1. プロジェクト方式技術協力の要請及び選定の過程

## (1) 要請及び案件選定の過程

一般的な過程は下図のとおりである。



プロジェクト方式技術協力要請案件調査表

経済協力局技術協力課

国名 \_\_\_\_\_

プロジェクト名		(和文) _____ (英文) _____	センター	保健医療	人口家族	農林業	産業開発
要 請 の 内 容	相手国側協力機関	(和文) _____ 協力拠点地域 _____ (英文) _____					
	要請年月日・形式						
	要請の目的・内容						
	協 力 期 間						
	専門家人数・分野						
	研修員人数・分野						
	機材供与額・主要品目						
	資金協力その他の我が方協力スキームとの関係 (有償・無償・個別技協・開調等)						
	第三国・国際機関からの協力の有無及びその内容						
	相 手 国 政 府 の 対 応	国家開発計画における位置付け	開発計画名 _____ - 19__年~19__年)				
プロジェクト目標設定の有無及びその内容							
優 先 度							
予算上の措置							
カウンターパートの確保状況							
拠点となる施設の整備状況							
協 力 効 果							
協 力 の 意 義 (大使館コメント)							



## (2) 案件選定の要点

要請された案件の中から事前調査の対象とするプロジェクトを選定する際の要点は次のとおりである。

### (ア) 協力の目的・背景

(1) 協力の目的は被援助国の要請内容を踏まえ、わが方として可能な協力体制を検討することによりおのずと固まっていくものである。なお、要請内容をより明確にすべく在外公館、在外事務所などからの情報収集を適宜行う他、わが方から調査団を派遣するプロジェクト形成調査等による補完体制も整備されつつある。

しかしながら、もっとも肝要なことは先方が要請段階からプロジェクトの目的につき、明確かつ具体的な考えを持っていることである。

(2) 技術協力の成果がいかなる組織、予算、人的な体制の下で、いかなる受益者を対象に、国家開発計画の中でいかに活用されるのか、要請受理の段階からプロジェクトの背景を可能な限り具体的に把握することが肝要である。

### (イ) 協力の規模

本方式技術協力の基本となる規模は、原則3～5年の協力期間内に専門家派遣数年間5～10人、研修員受入れ総数10～20人、機材供与総額2～5億円程度となる。

当然のことながら、個別の具体的な協力規模はケース・バイ・ケースで判断するが、多くの実施例によれば上記を大幅に超える協力は實際上困難である。

### (ウ) 資金協力、その他協力形態との関係

プロジェクトの内容によって、先方の資金面での制約がある場合には、技術協力と資金協力との有機的な連携を図り援助効果を有効に確保する観点から、わが方の無償資金協力により建物・施設等の手当を行うケースが最近増加してきている。今後、資金協力との連携可能性を高めるべく、かかる情報を事前に可能な限り把握することが重要である。

また、無償資金協力のみならず、有償資金協力、個別専門家派遣事業などとの連携についても適宜考慮し、任国におけるわが方経済協力全体が有機的に連携すべく配慮することが肝要である。

### (エ) 第三国、国際機関との関係

相手国の開発計画の実施にあたってはわが国のみならず、第三国、国際機関、NGO等が参画する場合があるが、その場合にはわが方の協力を実効あらしめるためにも、他の諸外国（機関）と連携し、情報の相互交換、協議など十分に行う必要がある。

る。また、わが方の協力プロジェクトの位置づけを考えるために、上記に関する事情を事前に把握しておくことが必要である。

## 2. 事前調査

プロジェクト方式技術協力は、相手国の要請に基づいて実施されるものであり、通常プロジェクト要請書により協力の可否が検討される。しかしながら、プロジェクト要請書のみでは、相手国の要請内容、実施計画の内容等を詳細に把握し得ないため、相手国と技術協力実施についての協議に先立つ準備段階として、事前調査が実施される。

### (1) 事前調査の目的

- (ア) 相手国政府より提出のあったプロジェクト協力要請書について、要請の背景および内容をより詳細かつ正確に把握し、プロジェクトのコンポーネント、プロジェクトの国家開発計画における位置づけ、相手国の実施体制等を明確にし、プロジェクトの実施の可能性を確認する。
- (イ) わが国が技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針および実施計画を策定し、プロジェクトの実施に関する提言、勧告等を行う。

### (2) 事前調査の業務の範囲

事前調査は、広義には事前調査対象案件の確定と同時に開始されるものである。したがって、この段階より当該プロジェクトに関する必要な情報・資料を十分に収集・整備しておくことが必要である。現行、事前調査は事前調査団によって行われる業務をもって主たる内容としている。

### (3) 事前調査団の編成

事前調査団は関係各省庁の推薦による協力機関を中心とする関係官公庁職員、および公社、公団等の職員によって編成することを原則としている。また事前調査には必要に応じ調査業務を効果的、効率的に実施するため民間コンサルタントも活用している。

### (4) 事前調査団の業務の範囲と内容

#### (ア) 事前準備

- a. プロジェクトの要請書等によって当該プロジェクトの要請の背景および内容を把握し、プロジェクトの検討を行い、プロジェクトが国家開発計画等の中で果たすべき役割を明確にする。

- b. 国内において相手国の一般事情、当該プロジェクトに関連する資料および情報を可能な限り収集し、プロジェクトの検討に資する。
- c. プロジェクトについて、事前準備の成果として基本方針および実施計画案を作成し、プロジェクトの問題点、検討事項等を明らかにし、これらを関係各省に説明し、了解を得たうえで現地調査に臨む。

(4) 現地における業務

- a. 相手国政府の要請の背景および内容を確認し、プロジェクトのコンポーネント、プロジェクトの国家開発計画における位置づけ、相手国の実施体制、技術協力の目標等を、相手国政府関係者との協議、および現地調査、情報・資料の収集・検討を通して明確にし、プロジェクトの実施の可能性を確認する。
- b. 上記の結果に基づき、わが国が技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針および実施計画（案）を修正のうえ策定する。
- c. 相手国政府に対し、わが方主張を明確に伝達するとともに、協議結果について議事録（ミニッツ）として取りまとめ、事前調査団長と相手国の責任者と署名のうえ確認する。

(5) 事後整理

- a. 現地での事前調査の結果に基づき、わが技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針および実施計画を策定し、プロジェクトの実施に関する提言、勧告等を事業団および関係省庁に行う。
- b. 事前調査の結果を取りまとめ報告書を作成する。

(6) 事前調査の共通タームズ・オブ・リファレンス（T/R； Terms of Reference）

事前調査において調査すべき点は数多いが、過去の経験上、確認することが是非とも必要な項目を最低限列挙すれば次のとおりである。

(7) 国家開発計画等におけるプロジェクトの位置づけ

(1) 技術協力の目標

(2) 相手国実施体制

(a) 予算措置

(b) カウンターパート確保の見通し

(c) 体制一般

さらに、これらを具体的に列挙すれば次のとおりである。

(7) 国家開発計画等におけるプロジェクトの位置づけ

- a. 国家開発計画等の有無の確認、計画書の総論および当該プロジェクト言及部分のコピー入手
- b. 政府首脳の演説等において言及があれば新聞記事等資料入手

- c. 当該プロジェクトにかかわる主要経済指標、関連統計（例えば失業率、農業・工業生産高、輸出入高、その割合等プロジェクトの内容に応じ、プロジェクト実施の必要性を示す根拠となるもの）の把握
- d. 技術移転の成果（例えば訓練終了者、研究成果等）がいかなる組織、資金手当により、いかに国家開発計画に活用されるのか、具体的組織名、既存組織の現状、数、予算手当済額、直接受益者および普及員の数および技術レベル、社会慣習への配慮等極力具体的にその流れを把握
- e. プロジェクト分野の現状（政府施策の現状、同様既存施設の有無、諸外国、国際機関の同様協力プロジェクトの有無、わが方要請プロジェクトとの相関関係の有無等）
- f. プロジェクトの優先度、緊急性の確認（優先分野の具体的なリスト、緊急性を有する具体的な理由）

#### (4) 技術協力の目標

- a. 国家開発計画あるいは、何らかの全体計画の中でのプロジェクトの位置づけが明らかになる形で技術協力の目標を確認する。目標をすべてについて数量化することは必ずしも必要ないが、出来る限り具体的な目標を引き出すことが望まれる。
- b. 協力期間はR/D上最大5年までしか設定できないので、その点を十分に留意して、協力期間内に確実に達成できる目標について先方と協議する必要がある。
- c. 目標達成の前提として、建物建設、カウンターパート確保、技術普及体制整備等、受入国側の措置が必要な場合は、これら措置の必要性につき先方に十分に説明のうえ、文書の形で目標達成の前提条件としての先方の責任を明らかにする。

(注) 本項における「目標」とは、わが方が協力することにより達成される具体的な目標を意味し、いわゆる「プロジェクトの目標」よりは狭い概念で、一般的に「下位目標」といっている。

#### (ウ) 相手国実施体制

##### (a) 予算措置

- a. 相手国実施機関および政府予算の年間予算額（管理費、事業費の内訳、過去3年間の予算の推移を含む）
- b. プロジェクト予算推計額の確認（建物の平米あたり建築単価、最低賃金、平均賃金、建物の平米あたりランニング・コスト、訓練コース運営費単価等算出根拠もあわせて確認する）
- c. プロジェクト予算推計額の人件費、管理費、教材費内訳の確認
- d. 予算手当済額の確認、実施機関の年間予算の伸び率と照らし合わせたうえでのプロジェクト予算計画の妥当性の確認
- e. 外国援助と予算要求の間に相関関係を有する制度を取る国については、国内法上

の根拠確認、法律のコピー入手、具体例の確認

- f. プロジェクト実施のタイム・スケジュールと、先方予算要求のタイム・スケジュールのすり合わせ確認

(注) 本邦における当該国の同様プロジェクトのコスト実績の資料を持参して、具体例に基づいた議論を行うべきである。

- (b) カウンターパート確保の見通し

- a. 円滑な技術移転を達成するうえで必要なカウンターパートの数の確認
- b. 配置可能なカウンターパートの数および資格、リクルートのめど、具体的候補の有無の確認
- c. 実施機関の総人員、所属専門家の総数、年間大学卒業者の数、該当専門分野の卒業生数等、国全体および実施機関の当該専門分野専門家数の確認、カウンターパートをリクルートする可能性についての周辺情報の収集
- d. カウンターパート給与の額、民間企業の給料水準との比較におけるカウンターパート定着率の推定、転業、国外流出に対する法的措置の有無等の確認

- (c) 体制一般

- a. プロジェクトの運営形態と責任体制（実施機関と援助受入機関その他関係省庁との権限および力関係、実施機関の設立年月日、組織図、人員、権限）の把握
- b. 関連インフラ整備状況（給水、電気、燃料の確保、道路整備状況）の把握
- c. 専門家の居住環境（自然条件、交通、通信、衛生、治安状況、特権免除、物資調達状況など）の把握

- (i) スケジュール

- a. 日本が行う他の計画（例えば無償資金協力）との整合性を図るため、実施にかかると基本的項目については、バー・チャートなどで、スケジュールを明記する。
- b. 相手国の他の計画との調整や相手国、日本側の投入計画についての予定を協力期間内のスケジュールとして図示する。

## (6) 事前調査の一般的な心構えおよび留意事項

### (7) 事前調査の重要性の認識

すべてのプロジェクトにおいては案件の発掘、準備、実施、評価といういわゆるプロジェクト・サイクルがある。事前調査は、このプロジェクト・サイクルの中で見れば、プロジェクト方式技術協力の実施前のプロジェクトの準備の段階の調査に当たるものであり、これはいわゆるフィージビリティ調査に当たるものである。事前調査は、プロジェクト方式技術協力の実施の可否を定める情報を現地で本格的に収集するとともに、プロジェクトの実施可能性を確認しうる機会であり、通例本調査の結果によって、プロジェクト策定の大きな方向づけが定まってしまうので極めて重要な調査

である。特にプロ技協の場合通常5年程度の長期にわたって多くの関係者および資金を拘束することになるので調査団の責任は重い。

#### (イ) プロジェクトの役割の明確化

相手国の社会経済開発の枠組みの中で見ればプロジェクト方式技術協力に投入される金額は決して大きなものではない。しかしプロジェクトは相手国の技術の向上を図り、その社会経済開発の可能性の基盤を作るものであり、その広がりは大きく重要な役割を担っている。それゆえプロジェクトの目標の設定にあたっては、プロジェクトにより誰がどのような形でどれだけの便益を受けるか検討するとともに、相手国の社会経済開発の中での役割、位置づけを明確にし具体的に策定する必要がある。また、今後の評価およびモニタリングのための基本的な指標となるデータ（ベースライン・データ）は不可欠であり、長期調査等を積極的に活用し収集を行わなければならない。

#### (ロ) 数量化したオペレーショナルな情報の収集

事前調査ではプロジェクトの実施についてその可否を判断するための情報とプロジェクトを実施していくための情報の収集が要求されている。プロジェクトの実施についてその可否を判断するための情報の収集にあたっては、受入国関係者は往々にして、プロジェクトの実現のため、ことさら状況を美化、楽観視する傾向があるだけに、客観的な情報がどうしても必要になる。また、プロジェクトを実施していくためには、プロジェクトの運営に必要な情報の収集が必要である。これはプロジェクトの目標、活動についてモニタリングを行い、必要あれば計画の変更等を行う基礎になる情報であり、そのためには取扱いの易しい、しかし目的に適するオペレーショナルな情報であることが望ましい。ただし、開発途上国が相手だけに、プロジェクトに関する数量化された資料、統計情報も十分に整っていないのが実状であるので、必要事項は極力具体的に示し、先方が答えやすいように配慮する必要がある。

#### (ハ) わが方主張の明確な伝達

調査中現地関係者の熱意にほだされ、ついつい迎合的な態度をとりたくなるが、先方関係者の主張は主張として本邦に持ち帰ることを約しつつ、必要な反論、わが方事情、制約の説明等は明確に行う必要がある。また、わが方の立場を素直に伝え、先方がそれを素直に受け入れる条件がもっとも整っているのが事前調査の段階であり、この点は極めて重要である。

#### (ニ) 国内情報の最大限の利用

わが国においては当国際協力事業団、外務省をはじめ、海外経済協力基金、JETRO等数多くの海外関係の業務を実施している機関があり、これら機関より種々の必要情報が入手可能である。また、世界銀行、アジア開発銀行、UNDP等の情報も入手可能である。事実、これらの情報を使用すれば、プロジェクトに関するかなりの情

報が集められる。情報の収集にあたっては、いたずらに現地調査に頼ることなく国内情報を最大限に利用し調査を効率的、効果的に実施しなければならない。

(カ) 調査の業務の割合

調査における業務を区分すると、調査の計画・打合せ、準備作業、現地調査、資料分析、報告書の作成の5分野に分けられる。一般的にこれらの業務の負担の割合は、調査の計画・打合せ15%、準備作業25%、現地調査25%、資料分析15%、報告書の作成20%といわれている。事前調査にあたっては、これらの配分を十分に考慮し実施することが望まれる。

調査事例 (タイ労働リハビリセンター)

タイ労働リハビリテーションセンター事前調査項目

調査項目	タイ概要内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S97.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項 コメント
<p>1. 相手国プロジェクトの目的把握 (全体計画の中におけるプロジェクトの位置付け)</p> <p>① 国家開発計画</p> <p>② 政策的処置付け</p> <p>③ 経済・産業情報</p> <p>④ 労働事情</p> <p>⑤ 上記③~④に係る主要経済指標、国勢統計(失業率、工業生産高他)</p> <p>⑥ 技術移転の成果が国家開発計画に活用されたもののflow chart</p>	<p>第5次国家経済社会開発計画(1982-86)において被災労働者対策が重要な課題とされている。(職業リハビリテーション計画)</p> <p>JLOにおいても本プロジェクトのマスタープランを作成提出している。</p> <p>工業化の進展とともに製造業、建設業を中心に雇用労働者の増加が著しい。</p> <p>労働力人口(1980年)22,728千人のうち不完全就業者4,551千人(そのうち完全失業者は204千人)、非労働力人口8,485千人</p> <p>労働リハビリテーションによる経済事業の一端である。</p> <p>工業化の進展とともに労働災害が増加の一途をたどっている。職業関連政策の点からも重要。</p> <p>労働者賠償基金統計によれば、1981年現在 被災労働者総数27,723人、障害者数1,285人</p>	<p>内容は生産と貿易の拡大、そして国民生活の向上に必要なインフラストラクチャーを充実させるために、経済、財政及び労働、さらには行政制度の活用と適正配分のためのガイドラインとして用いていることを目的としている。</p> <p>GNP 1982 600億バーツ 1981 8,170億バーツ 国民所得 1982 2,200億バーツ (1人当り) 1981 17,200バーツ</p>	<p>イ 組織——センターは労働局管轄の職業本部の下設組織。 ロ 資金——当項は一般計から手当てするが、将来的には労災補償基金を活用。ハ 技術リハビリテーションとして、センターは全く未知の分野であり、日本側からの全体的情報提供を必要とする。 ニ 従来計画——タイとしては、センターが成功すれば、次期国家経済社会開発計画(1987~91年)で同様のプロジェクトを拡大する用意あり。 D T E C 表紙の際、次頁より優先プロジェクトの説明あった。</p> <p>イ 労災による障害者</p>
<p>⑦ プロジェクトの優先度、緊急性</p> <p>⑧ 受益効果(直接受益対象)</p>	<p>優先分野のリスト及び具体的な理由</p>	<p>左に同じ</p>	<p>優先分野のリスト及び具体的な理由</p> <p>左に同じ</p> <p>誰が、直接の恩恵をこうむるか。</p>



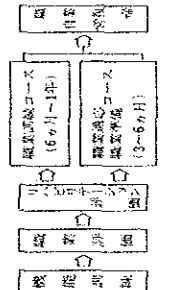
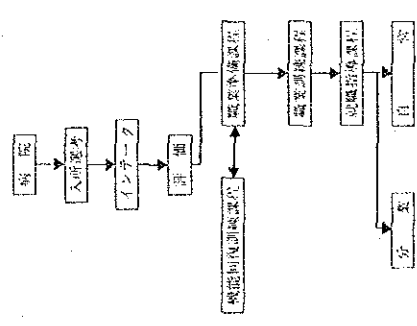
調査項目	タイ側要請内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項	コメント
⑨ 雇用促進効果			リハビリ終了者の雇用の可能性。	イ 大部分については、雇職復帰が可能。その他については自営業による職業的自立をのぞく。
⑩ 自助努力効果			協定終了後自立できているか。	イ タイ側のカウンタートーバーの協力。然るにおよび労災復権基金の財政状況等から判断して、自立は十分可能。
⑪ 波及効果 2. プロジェクトの現地の把握 タイにおけるリハビリ計画及び現状 ① 被災労働者リハビリテーション政策の位置付け 労働市場・雇用実態状況 主要産業・企業 (労働者数・労働者数の多い産業) 被災労働者対策の必要性		労働者人口 22,728千人のうち 不完全就業者 4,551千人(1980年) 食品・飲料、タバコ製造：金属製品・機械製造業：建設業等。 労働者福祉の充実、経済発展の担い手となる技能労働者の維持・確保の上から必要。	成果の活用方法 地方のリハビリセンターのモデルとなるか	イ タイ側としては、センターをASEANの研修センターとすることにより、センターの成果が国内ばかりでなく、ASEAN各国にも反映することを期待している。 イ ①-⑤-①の添付計画を参照。
⑫ 被災労働者の現状 人員、障害部位、程度		労災による障害者1,285人(1981年)の82%は手と指の障害。	左に同じ A 障害者のサンプリング調査 (サンプル数400)	イ 障害部位 84%が上肢障害(切断または機能障害) 上肢障害者の77%は機能障害。 ロ 年令構成 30才以下が77%で、一般労働人口の51%とくらべ、若い年齢層の者が多い。 ハ 教育レベル 小学生以下が64%で、一般労働人口の91%とくらべ、教育レベルでも障害者の方が一般労働者よりも低層にある。 ニ 復職状況 79%が元の職場に復職。元の職場に復職した者のうち、81%は同一職種に復職。他企業へ就職した者は、全体の0.1%にすぎない。

調査項目	タイ側要請内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S57.11.15-27)	メータープロジェクト事前調査内容・判明事項	コメント他
<p>人員、障害部位、程度</p> <p>就業状況 劣災補償給付</p> <p>③ 身体障害者の現状 人員、障害原因、障害部位 就業状況</p> <p>④ 身体障害者リハビリテーション対策の現状 医療リハビリ(機能回復中心)</p>	<p>タイ側要請内容</p> <p>療養費、休業補償給付および劣災補償給付からなる。</p> <p>推定人口(東北タイ)5%が障害者で、ろうあ、精神疾患、ポリオ等。</p> <p>アラバデンおよびフンケン職業訓練センターでの訓練生90-90%は自国に戻り(全同状況についてはデータなし)</p> <p>医療的リハビリ施設(チャートン、スリチャート病院等)の連携が必要。</p>	<p>B 重症障害者の治療施設(前輸入数17人)</p> <p>A 医療的リハビリテーション</p>	<p>イ 元の職場に復帰している者9人(18%)ただし、全員雇用継続している。</p> <p>ロ 訓練により就業の可能性が見込まれる者9人(53%)、そのうち、作業用自動装置等が必要とし、かつ、それらを用いての作業訓練が必要なもの6人。</p> <p>ハ、就業の可能性が極めて低い者5人(29%)</p>	<p>イ タイ全国でPTおよび100㎡以上のリハビリテーション施設を有する病院は、国立で25、私立で21。医学療育の設備のある provincial 病院は65、リハビリテーション施設を有する provincial 病院は32。</p> <p>ロ タイにおける医療的リハビリテーションの問題点。</p> <p>(イ) 医療施設制度がないこと；一般患者の経済的能力の不足。</p> <p>(ロ) 意識の不備・不足。</p> <p>(ハ) リハビリテーション・スタッフの不足。</p> <p>(ニ) 患者のリハビリに付する認識の不足。</p> <p>(ホ) 劣災患者の60%が医療的リハビリテーション・サービスを必要とするが、実際にそのサービスを受けているのは、その半数にすぎない。</p>

センタープロジェクト：事前調査内容・説明事項

調査項目	タイ調査内容	無償資金協力事前調査 内容・説明事項(S57.11.15~27)	内容	コメント他
<p>職業リハビリ (職業評価、職業訓練、職業紹介)</p>	<p>厚生局で一般障害者を対象としてリハサービス可能。しかし、きわめて限定された小規模のもの、他大津病院他に一部実施されている。</p>	<p>職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。</p>	<p>職業リハビリテーション</p>	<p>職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。</p>
⑤	労働災害の発生状況	1981年28,482件(一時労働不能 26,545件)	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。
⑥	労働安全衛生対策の現状	機械、電気、建設等の安全基準の施行、労働基準監督官の配置および労働安全衛生研究所の設立準備が行われている。	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。
⑦	労務補償基金助成の現状 (取次、仕組み、内容)	事業主8,465人、授与金額18,680百万円B 給付労働者28,374人、給付金額14,817百万円B	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。
⑧	プロジェクト分野の現状 諸外国、国際機関	職業リハビリテーションのM/P ILOが作成・提出した。 ILOのM/Pをもとにしてクイ調は要請してきてきたと思われる。	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。
3. 技術協力目標・計画	センターの機能	(目的)労働災害による身体障害者に対し職業訓練、職業適応指導及び職業訓練を受けられる機会を身えることにより、これらの人の早期職業復帰、又は職業自立を促進する。	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。
①	(1) 身体機能回復、維持訓練	医学的リハビリについてリハ実施病院との連携が必要。 日本では障害者5人に対し指導員1人の割合	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。
病院との連携	専門職員の確保	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。	なし	職業リハビリテーションによる、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営。

調査項目	タイポ要請内容	無償資金協力事前調査 内容・判断事項(S57.11.15-27)	センタープロジェクト事前調査内容・判断事項	コメント他
(2) 職業訓練・職業指導		職業訓練…職業の種類、程度、職業能力の向上、職業経験、技能の有無の判定、職業指導…適応指導、卒業訓練がある。	職業訓練コースは決定にかかわる事業所調査	イ 5つの企業（電気機械器具製造業、医薬品製造業、製材業、製糖業、および繊維業）の調査結果の概要は次のとおり ロ 該当している事業者の業務内容は、ほとんどは柔軟雇用労働。 ハ 職場環境については、1社を除き、いずれも安全衛生面での配慮は欠けていない。 ニ 事業主の改善者雇用についての考え方 ホ 従業員が労働時災害によって身体障害者となった場合、会社責任として雇用継続の意思はあるが、できれば何らかの技能習得が望ましい。 ヘ 雇用継続の場合、原職復帰が基本。 ト 改善労働者を募集雇用することはない。 チ 改善労働者に対して職場環境の改善等を行う考えはない。
(3) 職業紹介		従前の職種に復帰可能な者又は職業自覚が可能な者、短期間の訓練、職業訓練…同一企業その他職場へ転換を要する者又は新職場へ再就職する者など新たな職種の技能習得を必要とする者。長期間訓練。	入册の対象者の条件として元の企業に戻すことを前提とする。	イ タイポ明（労働訓練基金部）としては、センターにサービス修了生の職業紹介を行う義務を持たせることを考えている。職業紹介を行う義務を持たせることを考えている。職業紹介が、一般求職者への対応で第一歩であり、改善者に対しては、サービスがどのような体制にはなっていないタイポの現状を考慮すれば、当面はセンター自体に職業紹介を行わせるのが、現実的と思われる。
(4) 職業紹介	労働局所管の職業紹介機関がある。		左に同じ	イ 主として原職復帰を目標とした訓練を行う。原職復帰が困難な者については、自営業への転業を目標とした訓練を実施。
(5) Work shop（事業内容、経営主体、人員他）	今回の計画には含まず。			
② コースの設定、協力分科目標設定				

講 座 目 的	ク イ 要 請 内 容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S57.11.15～27)	内 容	センクアプロジェクト事前調査内容・判明事項 コ メ ン ト 他
分野、規模、期間  訓練生数  職業リハ、医療リハの 範囲  ③ 訓練生 募集方法 応募資格  基準(障害程度)	金属加工、簡易組立、木工、電子機器、事務洋服仕立てでの6コース、期間は6～12ヵ月  定員は100人程度、年間受入数については300人を想定。	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S57.11.15～27) 職業適応指導、職業準備訓練→ 3～6ヵ月 		
	医療リハ…医学的リハを完全に終了した障害者のみ集まるとは考えられず、医学的リハの追加のみで職場復帰可能な人も多い。	①労働災害による身体障害者 ②AOLが確立し、日常生活上他人の介護を要しない者 ③センターのサービスを受けることにより職場復帰、または職業自立が可能と認められる者 ④伝染性疾患を有しない者		

調査項目		無償資金協力を事前調査 内容・説明事項(S 57.11.15~27)	センタープロジェクト 事前調査内容・説明事項
調査項目	タイ概要内容	内容	コメント他
方法 就職 訓練生の負担軽減費 ④ カウンタースタッフ 人員、内容、学歴、給与 定着対策 訓練士向け及び規定方法 ⑤ 日本人専門家 役割 派遣分野 業務内容 チームアドバイザーの位置 ⑥ 機材 (1) 機材の内容(主要) 機能回復・維持訓練 職業評価、職業指導 職業訓練	元の職場に戻す又は職業自立を促進。 総合機材コース用、金属加工コース用 浴槽コース用、平務コース用、電子機 器コース用、洋服仕立てコース用、木工 コース用、その他リハ関係機材	配置計画 1983.7 4名のカウンタースタッフ定着の 発令(各部門課長レベルPC3~4レベル) Advisorである(専門家)カウンタースタッフ (訓練生)行政、経営の責任は負わない。 職業リハビリテーションコーディネーター 11名、職業訓練指導員2名、作業 指導員1名、 チーフ、アドバイザーおよび教官員 各1名。 チーフ、アドバイザーは、センターの 運営に関して、センターの所長ばかりで はない。労働局長にも直接話しができる よう位置が与える。	イ センター入所中の訓練生の経済的負担 を軽減させるための取組状況を講ずるこ とを検討する。 イ 3-①-①の専門職員の数値を参照 イ タイ側が派遣を要請した日本専門家 は次のとおり。 医学的リハビリテーション分野：O T1名 職業リハビリテーション：職業評価 員1名、職業訓練指導員2名、作業 指導員1名。 チーフ、アドバイザーおよび教官員 各1名。 ロ チーフ、アドバイザーは、センターの 運営に関して、センターの所長ばかりで はない。労働局長にも直接話しができる よう位置が与える。 本文参照 別添リスト参照

調査項目	タイ簡要請内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(SS7.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項	コメント他
<p>(2) 調剤用機材 カリキュラム シラバス 教科書 視聴覚教材 実習教材 (3) 機材の荷受人 (4) 取納場所 (5) 機材の自己調達 ⑦ センターのサイト</p> <p>⑧ センターの施設内容</p> <p>カウンターパートの配置 (配課長、クラス、ステータス 地)</p> <p>(2) 予算 予算のフローチャート</p>			<p>センターのサイト</p> <p>センターの施設内容</p> <p>職業評価・指導課長 職業評価・訓練課長 機能回復訓練課長 研究・企画課長 1983.7</p> <p>具体的な予算の流れ 2月 概算策定作業 8月 概算決定(総理府) 9月 国会審議 10月 予算執行</p>	<p>特に変更なし</p> <p>Department of Labour Ministry of Interior</p> <p>イ バンコクの北約30km、ランシット県バンブーン地区にあり、面積は27ライ(約4万3,200㎡、近くに職業紹介所および電車病院(一般市民にも開放され、リハビリテーション部門もあり)もあり、立地条件は良好。現在は、内務省地域開発局の所有地であるが、労働局への移管については、同局および関係半へ了解は得られており、目下財務局の回答待ちである。</p> <p>イ 医学的リハビリテーション部門、職業的リハビリテーション部門(職業再評価課部門と職業訓練部門等)、研究・企画部分および管理部門に対応した施設を整備する。管理部門には職員および入所者宿舎、食堂および多目的ホール等も含まれる。</p> <p>準備年度五の概算策定</p>

調査項目	調査要請内容	無償資金協力事前調査 内容・説明事項(S57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・説明事項
<p>労災基金の流れ 現行予算額(管理費、事業費の内訳……過去3年間の予算の推移を含む)</p>			<p>内 容</p> <p>1983 161,000,000,000ベーツ 1984 177,000,000,000ベーツ 内務省予算 1983 17,297,886,900ベーツ 1984 19,765,977,700ベーツ 労働局予算 1983 189,042,500ベーツ 1984 222,850,900ベーツ 労災基金予算 1983 10,684,000,000ベーツ</p> <p>コメント 他</p> <p>本プロジェクト関係予算(要求ベーツ) 1983 12,000,000,000ベーツ (サイトの盛り土地必要経費) 1984 15,000,000,000ベーツ (センター建設関連) 1,800,000,000ベーツ (人件費他) 1985 7,000,000,000ベーツ (運営経費他)</p>
<p>4. タイ側の協力開始後の実施体制計画 (1) 運営・組織 センター設立の目的</p>	<p>タイ側組織図</p> <pre> graph TD     A[センター所長] --- B[次長]     A --- C[管理部門]     A --- D[リハ部門]     C --- E[総務]     C --- F[経理]     C --- G[業務]     D --- H[職業リハ]     D --- I[職業訓練]     D --- J[職業指導]     D --- K[ワークシヤフ]     </pre>	<p>(目的) 労働災害による身体障害者に対し職業リハビリテーション及びこれに必要な医学的リハビリテーションのサービスを提供し当該被災労働者の職業的自立を促進し労働者の福祉の向上を図る</p>	
<p>調査項目</p>	<p>タイ側要請内容</p>	<p>無償資金協力事前調査 内容・説明事項(S57.11.15~27)</p>	<p>センタープロジェクト事前調査内容・説明事項</p>



調査項目	タイ要語内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項 内容
<p>センター組織図</p> <p>意思決定機関の機能の権限</p> <p>労災基金の制約及び行政指導の範囲</p> <p>関係各省との関係(調整機能要素あり)</p> <p>プロジェクト責任体制(責任者、資格他)</p> <p>プロジェクト予算(人件費、管理費、教材費)</p> <p>外国援助との予算上の相関関係</p> <p>プロジェクト実施スケジュール、予算要求スケジュールとの関係</p>	<p>関連なし</p>	<p>無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S57.11.15~27)</p>	<p>センタープロジェクト事前調査内容・判明事項</p> <p>内容</p> <div data-bbox="210 502 448 830"> <pre> graph TD     S[所長] --- D1[職業リハビリ部門]     S --- D2[職業訓練・指導課]     S --- D3[職業準備・訓練課]     S --- D4[職業的リハビリ部門]     S --- D5[職業訓練課]     S --- D6[職業準備・訓練課]     S --- D7[職業的リハビリ部門]     S --- D8[職業訓練課]     S --- D9[職業準備・訓練課]     </pre> </div> <p>関係なし</p> <p>イ センターの所長は、当面、労災補償基金部長が兼務する。</p> <p>イ 1983年度予算(特別予算)においてサイトの盛り土等に必要ないて約1,200万バーツを要求中。</p> <p>ロ 1984年度予算(1983年10月~1984年9月)について、センター建設関連経費として約1,500万バーツ、標準段階における人件費として約18万バーツを要求中。</p> <p>ハ 1985年度以降においては、年間約700万バーツを要求する予定。</p> <p>関連なし 配達されている。</p>

調査項目		タイ要要時内容	無償資金協力事前調査 内容-判明事項(S57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項	
				内	容
5. 評 他 (1) プロジェクトの達成度 (投入許向、活動計画 目的達成計画地)					
(2) プロジェクト管理運営の適正 度 (相手側のプロジェクト実施 体制、内部管理運営体制、 及び日本側の支援体制)					
(3) 計画自体の妥当性 (①要請背景の把握状況 ② 投入、目的の因果関係設定 の妥当性 ③プロジェクト 選定、形成の適正度 ④技 術以外)					
					タイ側では、センター設置に伴う人物、 財政的負担が十分に認められるほか、既 害者の被害、関連施設の状態等を総合 的に勘案した結果、センターの設置・ 運営は十分に可能であると判断される。

### 3. 建物・施設の整備を要するプロジェクト方式技術協力の計画策定にあたっての指針

#### (1) 基本的な問題意識

(ア) これまでのプロジェクト方式技術協力の協力例では、種々の理由により、所期の協力成果を協力期間内にあげられないケースが見られる。その原因として種々の事由が指摘されているが、その代表的なものは次のとおり分類されよう。

- a. 建物・施設の整備の遅れ
- b. カウンターパート配置の不足（質・量）
- c. 相手国予算の不足
- d. 相手国協力体制（組織）の整備の遅れ
- e. 専門家派遣の遅れ
- f. 当初目標が不明確で、一貫した方針のもとに協力を実施し得なかった
- g. 当初目標が過大あるいは困難なものであった

(イ) 多くの場合はこれら要因の複数が競合し、結果的に協力期間の延長に結びついていると考えられるが、特に、建物・施設の整備を相手国が負担する場合にはその遅れが円滑な技術移転を妨げる原因としてもっとも頻度の高いものである。

他方、よにはプロジェクト方式技術協力の新設にともない新規の建物・施設が必要とさで例が多く、適期にこれら基盤整備をを行うか否かはその後の協力の円滑な実施を左右する重要な鍵となるものである。このため、建物・施設の整備計画と技術協力実施計画との調整方法の検討が不可欠となっている。

#### (2) R/Dの有効期間と建物・施設の整備期間の関係

建物・施設の整備がプロジェクト方式技術協力の大きな問題となっているのは、R/Dが、協力のよって立つ基盤としての枠組みを提供すると同時に双方の予算措置の根拠となっているとともに、R/D協力期間が最大5年間と設定されていることが大きな理由であるところ、問題の基本的な背景を考察すれば次のとおりである。

(ア) 従来、R/Dは通常相手国実施機関との間で技術協力計画が合意された時点で署名されている。

(イ) わが国では国会の承認を得ることなく政府として国際的に約束しうる行政取極めの有効期限の限度は5年とされている。このため、R/Dに基づくプロジェクト方式技術協力の場合も、それに準じ、協力期間は最大5年間に設定せざるを得ない。

(ウ) 他方、建物・施設の整備には通常数年を要するので、R/Dが署名された時点から直ちに作業を始めたとしても建物・施設が完成して実際に本格的な協力を開始するまでに相当の空白期間が生じてしまいがちである。このため、5年の協力期間では工事に少しでも遅れが生ずると、計画された技術移転が十分に達成されないのが従来の経

験である。

- (イ) 問題解決のためのもっとも単純な方途は、R/Dの署名を建物・施設の完成時期に合わせて行うことである。しかるに、例えば無償資金協力により建物・施設を整備する場合でも、用地取得、整備の面で相手国政府が予算措置を取るためには、協力実施についての双方の合意を何らかの文書に残すことを要求するのが通例である。
  - (オ) 上記の諸制約のため、従来は相手国の計画を信用し、定型的な方式でR/Dを締結すると建物・施設の工事が数年遅れ、いざ協力を本格的に開始する段階に至った際にはR/Dの有効期間が残りわずかとなっているのが実情である。
- (3) 上記を踏まえ今後は別紙（次頁）の要領にて、建物・施設の整備問題に十分な注意を払い、柔軟に対応することとする。

## ○建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定要領

## (1) 基本的考え方

- (f) 協力計画の策定にあたっては、計画策定段階より可能な限り先方の既存施設を利用し得るようサイトの選定等を行うことが望ましい。
- (g) 建物・施設の整備が必要不可欠とされる案件では、極力、無償資金協力との有機的組み合わせを条件として協力実施の可能性を検討する。先方政府関係機関が自力にて必要施設の整備を行う旨言明した場合であっても、開発途上国の国情等を勘案すれば、通常1～2年の限られた期間内に必要施設を完成し得る可能性は低い（この点、近年の厳しい国際経済情勢を勘案すれば、中進国とされる国であっても例外ではない）。
- (h) 相手国が無償資金協力供与対象国でない等、建物・施設の整備を相手国政府機関の自助努力に頼らざるを得ない場合には、建物・施設の整備に要する期間と協力開始時期の設定に十分な注意を払うとともに、R/D締結方法を工夫し、建物・施設の整備が確実となった段階で協力活動が実施されるように計画を策定する。
- (i) 施設整備の工期にもよるが、事前調査からR/D締結に至る期間が2年以上の長期にわたる場合は、実施協議等の費目の予算要求時期を従来どおり画一的に事前調査の次年度とすることなく、建物・施設の整備工事の進捗状況を見極めつつ設定する必要がある。

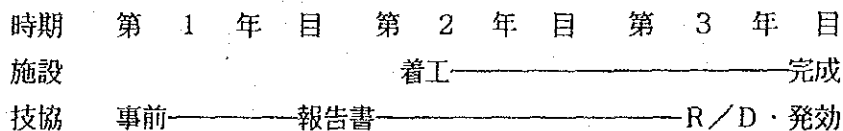
## (2) 先方資金負担により建物・施設を整備する場合

- (f) 相手国に建物・施設の整備を期待せざるを得ない場合には、たとえ施設が完成したとしても維持費が相当かかることもあり、先方の完全な対応を期待することは、實際上極めて難しいので規模をできるだけ縮小させた形で計画を策定する。
- (g) 相手国の建物・施設の整備を促進するため、また、建物・施設が十分に整備された段階で本格的な技術協力活動を開始できるようにするための方法としては、具体的には次の手段を組み合わせることが考えられる。
  - a. 事前調査の段階で先方予算措置、建物・施設の整備計画につき詳細に聴取し、計画の熟度を見極める。また、調査結果の報告書の形で、協力開始時までに先方のとるべき措置、施設建設スケジュールを文書にて先方に提示し、確認する。なお、同報告は調査結果として、チームが先方実施機関に対しありうべきスケジュール等につき報告確認するものであり、協力実施の具体的コメントを行うものではない。このため、タイミングとしては、調査実施後わが方国内で各省協議等を行った後、先方実施機関に送付するのが一案である。

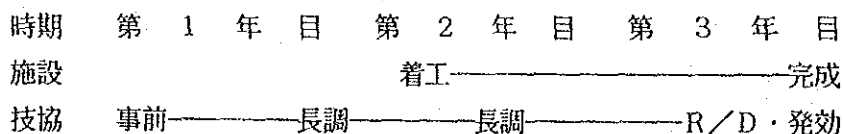
- b. 長期調査の段階で、現地における建物・施設の整備工事の進捗をモニタリングした上で様子を見てR/Dを締結する。
- c. 相手国政府は、施設建設予算の獲得のために何らかの文書を要求するのが通例であり、新しい試みとしてはR/Dに暫定的な性格を持たせた文書（仮称：ミニッツとして様式等別途検討中）を取り交わすことも考えられる。この場合のミニッツとは協力開始までに双方の取るべき措置・条件を確認するものであり、事前調査実施後（同年度または次年度のできるだけ早期、実施協議・実施設計等の予算を使用）小人数のミッションを派遣して取り交わすこととする。
- d. 先方の建物・施設の整備計画が相当程度煮詰まっており、近い将来完成する見通し大なるときには、施設完成予定時期に見直しを行うことを前提に、あるいは、R/D署名日と発効日をずらす形でR/Dを署名する。ただし、署名日と発効日は同一年度内である必要がある。
- e. 協力の規模が大であり、施設完成前に相当の準備的協力が必要で、なおかつ、暫定的な施設が提供される確実な見通しがある場合には、協力を施設完成後の二段階に分けステージ別に、1 Phaseの協力期間が5年を越えない範囲で協力期間を分割し、合計の協力期間が7～8年となる協力計画を策定する。この場合、協力がいたずらに長引かないように、第2 Phaseの協力に移行すべきか否かについては、第1 Phaseの協力のエバリュエーション等を通じて、建物・施設の整備状況、先方実施体制の整備状況等を見極めつつ決定する（ただし、本方式は原則として無償資金協力により建物・施設を整備する場合に適用する）。
- (7) 建物・施設の整備を確実なものとするための上記各手段の組み合わせパターンをいくつか例示すれば次のとおり。

a. 建物・施設の整備の完成後協力を開始する場合

(a) 事前調査団報告書の活用



(b) 長期調査員制度の活用



(c) ミニッツおよび長期調査員の活用

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目
施設		着工	完成
技協	事前	ミニッツ	長調 R/D・発効

b. 建物・施設の整備の完成以前に準備的な協力が必要な場合

(a) R/D見直し条項の活用

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目
施設		着工	完成
技協	事前	長調	R/D R/D見直し

(b) R/Dの Phase分割の活用

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目
施設		着工	完成
技協	事前	R/D (Phase 1)	R/D (Phase 2)

(3) 無償資金協力により建物・施設を整備する場合

(7) 建物・施設の整備を無償資金協力により行う場合は次の配慮が必要である。

- a. 技術協力の内容を建物・施設的设计等に十分反映するため、技術協力の事前調査を無償資金協力の事前調査または基本設計調査前に先発もしくは同発させる。
- b. 長期調査員制度の活用、R/Dの見直し条項、発効日のスライド制およびR/DのPhase分割の活用を図り、滞りなく技術協力計画が実施できる段階になった時点でR/Dが発効するよう調整する。

(4) 協力スケジュールを調整し、効率的な技術協力の実施が図り得ると考えられる、協力期間設定の具体的な例は次のとおり。

a. 建物・施設の整備が短期間の例

(a) ビルマ中央農業開発センター

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目
	56/12	57/3 57/6	58/3 58/6 58/9 59/3
無償	17/7外	B/D	E/N 完成
技協	17/7外	事前	長調・実施調査 R/D 発効

注) B/Dは基本設計調査

(b) チリ沿岸漁民訓練普及計画

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目
	56/9 57/2 57/3	57/12	58/3・58/4
無償	B/D—E/N—————完成—————		
技協	事前—————長調—————R/D—————発効—————		

b. 建物・施設の整備に長期間を要する例

(a) ASEAN人造り (マレーシア)

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目
	57/4 57/6 57/8 57/11		58/8~60/3
無償	事前—B/D—E/N—————完成—————		
技協	事前—————R/D—————R/Dの見直し—————		

注) B/Dは基本設計調査

(b) 中日友好病院

時期	第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目・第 4 年 目	第 5 年 目
	55/6 55/8 56/3 56/8 56/11			59/4
無償	事前—B/D—E/N—————完成			
技協	事前—————R/D (Phase 1) ———R/D (Phase 2)			



### III 実施協議

Record of Discussions (R/D) 作成のためのマニュアル



## 1. 総論

### (1) R/Dの基本的性格

#### (ア) 実施機関の合意文書（国際法上は国際約束にあらず）

- (a) R/Dは、技術協力関係実施機関（わが方はJICA）間の合意文書である。合意内容は、一定の内容を有する技術協力の実施を各々自国政府に勧告することである。
- (b) 国際協力事業団法第21条第1項第1号は、JICAの業務につき「条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。」と規定しており、事前の国際約束なしにJICA自体が技術協力の実施そのものにつき直接相手国実施機関との間に合意を取り交わす制度になっていない。

#### (イ) 協力実施上の基礎文書（実態的には協定に準ずる効果）

- (a) 上記(ア)のとおり、R/Dは国際約束を形成するものではなく、国際法上は何の意味をも持たないが、実態的には協力実施上の基礎文書であり、協定（交換文を含む、以下同じ）に準ずる効果を有するものである。
- (b) すなわち、R/Dが一旦署名されれば、R/Dによる技術協力実施の勧告が政府によって受け入れられない場合はほとんどなく（相手国側のとるべき措置につきR/D記載事項どおり履行されない場合も皆無ではないが、上ケースはごく稀である）、実態的に見れば、R/D締結をもって技術協力の開始（R/Dに特に協力開始時期が明記されている場合は別であるが）と考えてよい状況にある。特にわが国については、従来實際上R/D取りまとめ以前に大綱につきJICAと政府との間で協議をしており、事前協議を了したR/Dの内容を政府が受け入れなかった事例は皆無であり、ほぼ100%政府に承認されていると言ってよい。
- (c) したがって、JICAは相手国実施機関との間で技術協力の実施につき各々自国政府に勧告することに合意し、かかる勧告を受けて両国政府が所定の技術協力フォーム（いわゆるコロポ・プラン・フォーム、正確にはコロポ非加盟国についてはかかる名称を使用し得ないが、便宜的に以下コロポ・プラン・フォーム《CPフォーム》と総称する）を添付した口上書等の公文書を交換することによって国際約束を形成し、これに基づき具体的な技術協力が実施されることになる。なお、通常勧告を承認した旨の文書の交換は特に行われていない。

## (2) R/D方式の意義およびその長所と短所

### (ア) R/D方式の意義

プロジェクト方式技術協力にはR/D方式と協定方式の2つがある。R/Dなり協定なりの基礎文書が必要とされる理由は、協力規模が大きかつ長期間を要し、計画的運営を必要とするプロジェクト方式技術協力の特性にある。すなわち、単発ベース技術協力と異なり、プロジェクト方式技術協力は、原則として開発途上国の開発プロジェクトに対し多年度にまたがり、専門家派遣、研修員受入れおよび機材供与を有機的に結びつけて計画的に比較的大規模な協力を実施する。かかるプロジェクト方式技術協力の特性に鑑み、技術協力プロジェクトの全体の枠組みを規定する基礎文書が必要となる。協定は、国際約束を形成する文書であると同時に、技術協力プロジェクトの全体を規定する基礎文書である。これに対しR/D自体は国際約束を形成するものではないが、技術協力プロジェクトの枠組みを規定する基礎文書である。プロジェクトの実施にあたって個々の専門家派遣等に際して必要な国際約束はCPフォームを添付した口上書等の公文書を交換することによって形成するが、かかる個別的な措置を適切にとることは基礎文書(R/D)という全体像を示すカサの下に初めて可能である。

### (イ) 事務手続き上の簡便さ

わが国にとってR/Dの最大の長所は、実施機関相互の討議の記録という性格上、締結までの間に外交交渉および閣議請議等の国内手続きを含め相当の時間と労力を必要とする協定あるいは交換公文に比べ、作成が容易であり、しかもR/Dを基礎としたCPフォームを添付した口上書等の公文書の交換により簡単に国際約束を形成し、プロジェクト方式技術協力を実施しうる点にある。この簡便さは、開発途上国にも多くの場合当てはまるが、R/D締結を閣議決定(ないし了解)事項とするなど協定と同様の手続きを必要とする開発途上国も例外的にはあり、その場合にはR/D方式といえども必ずしも事務手続き上の簡素化にならない場合もある。

### (ウ) 性格のあいまいさ

上記(1)(イ)のとおり、R/Dは實際上協定に準ずる効果を有しているといつてよいが、法的には国際約束ではなく、「R/Dとは何ぞや」という疑問を常に伴うのが欠点である。コロンボ・プラン加盟国等わが国からの技術協力受入れに慣れている国との間では、この点につき比較的トラブルは少ないが、わが国の援助制度につき理解の乏しい国の場合には、そもそもR/Dの概念につき正確な理解を求めることが困難な場合もある。また、実際上は、ほとんどの場合R/D内容は相手国政府の受け

入れるところとなるが、理論的にはR/Dを締結してもR/Dの内容が100%相手国政府によって受け入れられるとの保証はなく、わが方で必要な措置をとっても相手国側がそれに応じて所要のとるべき措置をとらないかもしれないという不安が常に残る（ただし、このことは逆にわが国の側についても当てはまることであり、理論的にはR/Dを締結しても、政府としては法的には一切拘束されないという意味で安全弁となる）。特に相手国側の国内予算措置については、国際約束と異なり拘束力を有しないだけに、R/D方式の場合には協定方式による場合よりも不利な扱いを受け、十分な予算措置が講じられない場合が稀ではあるが存在する。

### (3) R/D方式か協定方式か

プロジェクト方式技術協力を実施する場合、R/D方式をとるか、協定方式をとるかは、相手国側の意向のいかんもさることながら「手続き上の簡便さ」と「法的性格の明確さ」という二つの要請を比較考量して決定することになる。ただし、協定方式による場合開発途上国側の事務処理体制の効率性の問題もあり、ひどい場合には1年以上手続きに時間を費やす場合があり、単年度予算主義をとるわが国予算制度上、予算の執行が不可能になることがある。また、協力規模の小さいプロジェクトについてまで、いちいち協定締結手続きをとることは事務的に煩瑣にすぎるきらいがある。

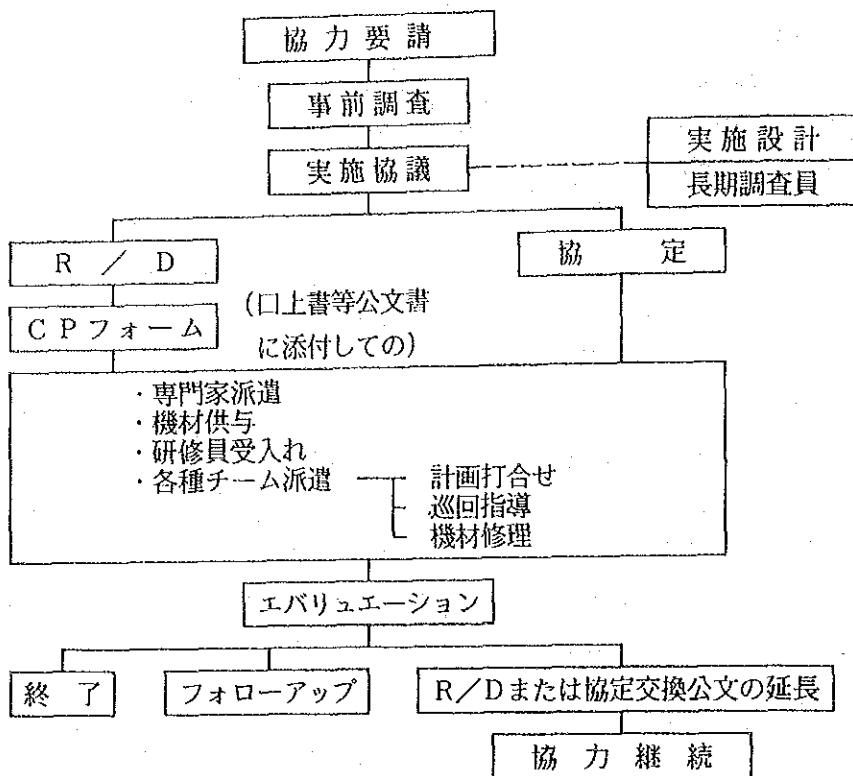
主として、かかる理由から従来例を見ると、圧倒的にR/D方式が多い。事業別に見ると、技術協力センター事業と農林業協力事業は協定方式をとるプロジェクトがあるのに対し、保健・医療協力事業および産業開発協力事業はすべてR/D方式によっている。

R/D方式であれ、協定方式であれ、制度的にまた手続き的に改善する余地は大きく、いずれの方式を中心とするかは今後の検討課題であるが、従来はR/D方式を原則とし、以下の場合に協定方式をとることとしてきている。

- (1) 協定によらない限りプロジェクト方式技術協力の実施に必要な特権・免除および便宜あるいは必要な予算等を確保し得ない相手国の場合。
- (2) プロジェクト規模、特に相手国側負担分が大きく、協定という安定した取極めにより先方政府のとるべき措置等を確実にしておく必要がある場合。
- (3) 外交上の配慮等により必要と認められる場合。

(4) プロジェクト方式技術協力の流れとR/D締結の位置づけ

相手国政府からプロジェクト方式技術協力要請を受けて、技術協力計画の立案、実施を経て終了に至るまでの流れを概略図示すると次のようになる。



プロジェクト方式技術協力の各事業別形態また個々のプロジェクトにより技術協力プロジェクト実施のプロセスは異なるが、一般に、協力要請受理後要請内容を検討し、事前調査実施を決定する。ついで、事前調査実施後、調査結果を踏まえ協力の可能性、協力の態様等を検討し、わが方の協力案をまとめ、さらに、実施協議チームを派遣して、細部の調査を実施するとともに協力の細部につき相手国側と協議し、R/Dを取りまとめる（協定方式の場合には別途協定を作成する）。

したがって、多くの場合実施協議チーム派遣時にR/Dを締結することとなるが、必ずしもすべてのプロジェクトが予定どおりのプロセスで進行するとは限らず、実施協議チーム派遣時にはR/D締結に至らず、別途当該プロジェクトに関係する他の種類のチームに締結せしめたり、また、現地JICA在外事務所等を通じ協力内容およびR/D案文につき協議せしめ、その結果確定したR/D案文に本邦にて署名して、それを現地に送付することによって署名の交換をする場合等、様々な例外的バリエーションがある。

## (5) 口上書によるR/Dのエンドースメント

上記のごとく、R/D方式は事務手続きの簡素化に資するというメリットを有する反面、実施機関間の合意にしか過ぎないといった効力上の不明確化を内包している。R/Dの合意内容は上記のとおり一定の内容を有する技術協力の実施につき政府に勧告することであるが、一般に政府による同勧告の受理ないし承認について明示の行為は取られず、個々の専門家派遣等に際してなされるCPフォームを添付した口上書等の公文書の交換をもって、プロジェクト全体の実施に対する黙示の承認があったものと見なしている。

ほとんどの場合、上記のとおりの方法で特に支障なく運営されているが、近年プロジェクトの大規模化、複雑化が進み、先方の負担すべき資金、役務等が増大化する傾向にあり、日本政府からの明確な意思表示がないままに単にR/Dを基礎とするだけでは、必要な財政措置等を取り得ないとする被援助国も出てきている。

かかる場合には、R/D締結後両国政府が各々口上書にてR/Dで勧告のある技術協力プロジェクトにつき国内法令に従い実施する意図を有する旨の意図表明をしようという形で、両国政府によるR/Dのエンドースメントを行うことができる。なお、かかる意図表明は、法的には各々の国の政府が一方的に行うものであって国際約束を形成するものではなく（特にこの口上書の交換をもって国際約束を形成するとの文言を挿入しなければ）、何ら国際法上の拘束力を有するものではない。

ただし、かかる口上書によるR/Dのエンドースメントは、現在のところ主として事務処理上の理由から、かかる措置を講じないと實際上多大な支障が生じると判断される案件に限って実施している。

2. R/Dの原文(英文・西語および和文)

R/D例 (コロンボプラン加盟国の場合)

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE  
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF

相手国名  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION

FOR THE 件名 PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. 団長氏名 官職名  
所 属, visited 相手国名  
from 年月日 to 年月日 for the purpose of working out  
the details of the technical cooperation program concerning the 件名  
Project in 相手国名.

During its stay in 相手国名, the Team exchanged views and had  
a series of discussions with the 相手国 authorities concerned in  
respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful  
implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the 相手国 authorities  
concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters  
referred to in the document attached hereto.

署名地名 年月日

日本側団長署名

相手国側署名



## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of 相手国名  
will cooperate with each other in implementing the 件名  
Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose  
of 協力目的.

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in 相手国名 the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries working in 相手国名 under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III, through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of 相手国名 upon being delivered c.i.f. to the 相手国 authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF 相手国 PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the 相手国 personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Government of 相手国名 will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the 相手国 personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF 相手国名

1. In accordance with the laws and regulations in force in 相手国名, the Government of 相手国名 will take necessary measures to provide at its own expense:
  - (1) Services of the 相手国 counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III-1 above;
  - (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within 相手国名;
  - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in 相手国名, the Government of 相手国名 will take necessary measures to meet:
  - (1) Expenses necessary for the transportation within 相手国名 of the articles referred to in III-1 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in 相手国名 on the articles referred to in III-1 above;
  - (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT \_\_\_\_\_  
プロジェクト運営責任の所在 \_\_\_\_\_

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS  
The Government of \_\_\_\_\_ 相手国名 \_\_\_\_\_ undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in \_\_\_\_\_ 相手国名 \_\_\_\_\_ except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION  
There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIX. TERM OF COOPERATION  
The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be \_\_\_\_\_ 協力期間 \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_ 年月日 \_\_\_\_\_.

R/D 例 (コロンボプラン加盟国以外の場合)

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE  
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
相手国名  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION

FOR THE 件名 PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by 団長氏名, 官職名 件名, visited 相手国名 from 年月日 to 年月日 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the 件名 Project in 相手国名.

During its stay in 相手国名, the Team exchanged views and had a series of discussions with the 相手国 authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the 相手国 authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

署名地名 年月日

日本側 団長署名

相手国側 署名

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of 相手国名  
will cooperate with each other in implementing the 件名  
Project (hereinafter referred to as "the Project") for the  
purpose of 協力目的.

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in 相手国名 the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III and will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of 相手国名 upon being delivered c.i.f. to the 相手国 authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF 相手国 PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the 相手国 personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of 相手国名 will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the 相手国 personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF

1. In accordance with the laws and regulations in force in 相手国名, the Government of 相手国名 will take necessary measures to provide at its own expense:
  - (1) Services of the 相手国 counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III-1 above;
  - (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within 相手国名;
  - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in 相手国名, the Government of 相手国名 will take necessary measures to meet:
  - (1) Expenses necessary for the transportation within 相手国名 of the articles referred to in III-1 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in 相手国名 on the articles referred to in III-1 above;
  - (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT \_\_\_\_\_  
プロジェクト運営責任の所在

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of \_\_\_\_\_ 相手国名 \_\_\_\_\_ undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in \_\_\_\_\_ 相手国名 \_\_\_\_\_ except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be \_\_\_\_\_ 協力期間 \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_ 年月日 \_\_\_\_\_.

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	JAPANESE EXPERTS
ANNEX III	LIST OF THE ARTICLES
ANNEX IV	LIST OF _____ STAFF
ANNEX V	LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

(西 語 文)

EL RESUMEN DE DISCUSIONES ENTRE EL GRUPO  
JAPONES DE ESTUDIO SOBRE EJECUCION Y LAS  
AUTORIDADES COMPETENTES DEL GOBIERNO DE

SOBRE LA COOPERACION TECNICA DEL JAPON  
PARA EL PROYECTO \_\_\_\_\_

El Grupo Japonés de Estudio sobre Ejecución (en adelante se lo denominará 'el Grupo'), organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante se la denominará 'JICA') y encabezado por \_\_\_\_\_

visitó \_\_\_\_\_ desde \_\_\_\_\_ hasta \_\_\_\_\_ a los efectos de determinar los detalles del programa de cooperación técnica concerniente al Proyecto \_\_\_\_\_ en \_\_\_\_\_

Durante su estadía en \_\_\_\_\_, el Grupo intercambió vistas y tuvo una serie de discusiones con las autoridades competentes de \_\_\_\_\_ con respecto a las medidas convenientes que sean tomadas por ambos Gobiernos para la satisfactoria ejecución del Proyecto arriba mencionado.

A consecuencia de las discusiones, el Grupo y las autoridades competentes de \_\_\_\_\_ convinieron en recomendar a sus respectivos Gobiernos los puntos referidos en el documento adjunto.



## EL DOCUMENTO ADJUNTO

### I. COOPERACION ENTRE AMBOS GOBIERNOS

1. El Gobierno del Japón y el de \_\_\_\_\_ se cooperación recíprocamente en la ejecución del Proyecto \_\_\_\_\_ (en adelante se lo denominará "el Proyecto"), a los efectos de \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
2. El Proyecto será llevado a cabo de conformidad con el Plan Maestro señalado en el Anexo I.

### II. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de los servicios de los expertos japoneses como se enumeran en el Anexo II, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los expertos japoneses a que se refiere (1) anterior y sus familias gozarán en \_\_\_\_\_ de los privilegios, exenciones y beneficios como se enumeran en el Anexo III y gozarán de otros privilegios, exenciones y beneficios no menos favorables que los otorgados a aquellos expertos de terceros países u organizaciones internacionales que cumplen misiones semejantes.

### III. PROVISION DE MAQUINARIA Y EQUIPO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de equipo y otros materiales que sean necesarios para la ejecución del Proyecto como se enumeran en el Anexo IV, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.

2. Los objetos a que se refiere (1) anterior pasarán a ser de propiedad del Gobierno de \_\_\_\_\_, apenas entregados, a C.I.F., a las autoridades competentes de \_\_\_\_\_ en los puertos y/o aeropuertos de desembarque, y serán utilizados exclusivamente para la ejecución del Proyecto, en consulta con los expertos japoneses referidos en el Anexo II.

V. CAPACITACION DEL PERSONAL DE \_\_\_\_\_ EN EL JAPON

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para recibir, a su propia costa, al personal de \_\_\_\_\_ relacionados con el Proyecto, para la capacitación técnica en el Japón, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. El Gobierno de \_\_\_\_\_ tomará medidas necesarias para asegurar que el conocimiento y experiencia que haya adquirido el personal de \_\_\_\_\_, a través de la capacitación técnica en el Japón, serán utilizados exclusivamente y en forma efectiva para la ejecución del Proyecto.

V. MEDIDAS QUE SERAN TOMADAS POR EL GOBIERNO DE \_\_\_\_\_

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en \_\_\_\_\_, el Gobierno de \_\_\_\_\_ tomará medidas necesarias para proveer, a su propia costa, de:
  - (1) Servicios del personal tanto de contraparte como administrativo de \_\_\_\_\_, como se enumeran en el Anexo V;
  - (2) Terreno, edificios y facilidades como se enumeran en el Anexo VI;
  - (3) Provisión y reemplazo de maquinaria, equipo, instrumentos, vehículos, herramientas, repuestos y cualesquier otros materiales necesarios para la ejecución del Proyecto que no sean suministrados por intermedio de JICA bajo III anterior;

(4) Medios de transporte y emolumentos viáticos para los expertos japoneses en los viajes oficiales dentro de \_\_\_\_\_ ;

(5) Viviendas adecuadamente amuebladas para los expertos japoneses y sus familias.

2. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en \_\_\_\_\_, el Gobierno de \_\_\_\_\_ tomará medidas necesarias para cubrir;

(1) Gastos necesarios para la transportación dentro de de los objetos referidos en III anterior así como para su instalación, operación y mantenimiento correspondientes;

(2) Derechos arancelarios, impuestos domésticos y cualesquier otros gravámenes, impuestos en \_\_\_\_\_ sobre los objetos referidos en III anterior;

(3) Toda clase de gastos corrientes necesarios para la ejecución del Proyecto.

## VI. ADMINISTRACION DEL PROYECTO

## VII. RECLAMOS CONTRA EXPERTOS JAPONESES

El Gobierno de \_\_\_\_\_ se compromete a sobrellevar reclamos, si hubiere casos contra los expertos japoneses participados en el Proyecto, provenientes de, originados en el curso de, o relacionados de alguna que otra forma con el desempeño de sus funciones de carácter oficial en \_\_\_\_\_, excepto aquellos que se ocasionaren por la mala conducta intencional o negligencia total de los expertos japoneses.

## VIII. MUTUA CONSULTA

Habrá mutua consulta entre los dos Gobiernos sobre cualesquier problemas de mayor envergadura provenientes de, o en conexión con el Documento Adjunto.

## IX. PERIODO DE COOPERACION

La duración de la cooperación técnica para con el Proyecto según el Documento Adjunto será desde \_\_\_\_\_ hasta \_\_\_\_\_

### ANEXO I. PLAN MAESTRO

### ANEXO II. EXPERTOS JAPONESES

### ANEXO III. PRIVILEGIOS' EXENCIONES Y BENEFICIOS

1. Exenciones de impuestos sobre rentas y cualquier otro tipo de gravámenes impuestos sobre, o en relación con, las asignaciones de subsistencia remitidas desde el exterior.
2. Exenciones de derechos tanto de importación como de exportación y cualquier otro gravamen con respecto a los efectos de uso personal y doméstico, inclusive un automóvil por familia que se introduzca en \_\_\_\_\_ desde el exterior.
3. Servicios y facilidades médicos de carácter gratuito para los expertos japoneses y sus familias.

### ANEXO IV. LISTA DE MAQUINARIAS Y EQUIPOS

### ANEXO V. LISTA DEL PERSONAL DE \_\_\_\_\_

### ANEXO VI. LISTA DE TERRENOS, EDIFICIOS Y FACILIDADES

(和 文)

(件名) プロジェクトのための技術協力に関する日本側実施協議チームと  
(相手国) 政府関係当局との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という）が組織し、(団長氏名) を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という）は(相手国) における(件名) プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため(年月日) より(年月日) までの日程をもって(相手国名) を訪問した。

(相手国) 滞在期間中チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して(相手国) 側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームと(相手国) 側関係当局はそれぞれの(所属国) 政府に対しここに添附する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

(署名地)                      (署名年月日)

(日本側団長署名)

(相手国側代表署名)

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. 日本国政府と相手国政府は (当該事業の目的) のため ( 当 該 ) プロジェクト (以下“当該プロジェクト”という) の実施において相互に協力を行う。
2. 当該プロジェクトは附表 I の基本計画に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律および規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続きにより附表 II に掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICA を通じ必要な措置をとる。
2. 上記 1 項にいう日本人専門家およびその家族は、コロンボ・プラン技術協力計画のもとに ( 相 手 国 ) において専門家活動に従事する第三国専門家に与えられている特権、免除および便宜に比べ、それに劣らないものを与えられる。

III 機材供与

1. 日本国において施行されている法律および規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続きにより附表 III に掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、JICA を通じ必要な措置をとる。
2. 上記 1 項にいう機材は、陸揚の港あるいは空港にて ( 相 手 国 ) 側当局へ C I F 建てにて引き渡されるとき、( 相 手 国 ) 政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表 II に掲げる日本人専門家との協議をもって当該プロジェクトの実施のためだけに使用される。

IV 研修員受入れ

1. 日本国政府において施行されている法律および規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続きにより日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する ( 相 手 国 ) 人を自己の負担において受け入れるため、JICA を通じ必要な措置をとる。
2. ( 相 手 国 ) 政府は、相手国人が日本における技術研修から得た知識および経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するために、必要な措置をとる。

## V 相手国政府のとるべき措置

1. (相手国)において施行されている法律および規則に従い、(相手国)政府は、自己の負担において次のものを提供するために、必要な措置をとる。

- (1) 附表Ⅳに掲げる(相手国)カウンターパートおよび事務職員の役務
- (2) 附表Ⅴに掲げる土地、建物および附帯施設
- (3) 上記Ⅲ条のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、補充部品およびその他の物品の調達もしくは取替え
- (4) (相手国)内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜および旅費
- (5) 日本人専門家およびその家族に対する適当な家具付住居施設

2. (相手国)において施行されている法律および規則に従い、(相手国)政府は、次の経費を負担するために必要な措置をとる。

- (1) 上記Ⅲ条に掲げる機材の(相手国)内における輸送、据え付け、操作および維持に必要な経費
- (2) 上記Ⅲ条に掲げる機材に対する(相手国)内で課される関税、国内税およびその他の課徴金
- (3) 当該プロジェクトの実施に必要なすべての運営費

## VI プロジェクト管理

### VII 日本人専門家に対する請求(クレーム)

(相手国)政府は、日本人専門家の(相手国)内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。ただし、日本人専門家の故意、または重大な過失により生ずる責任については、この限りではない。

### VIII 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは、本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

### IX 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は        年        月        日より        年間とする。

- 附表Ⅰ 基本計画  
附表Ⅱ 日本人専門家  
附表Ⅲ 機材リスト  
附表Ⅳ (相手国)側スタッフのリスト  
附表Ⅴ 土地、建物および附帯施設のリスト



### 3 R/D作成のためのマニュアル

#### (1) 本文(カバリング)

本 文	作 成 上 の 留 意 点	
	事 項	内 容
<p>1. "the ~ authorities concerned"</p> <p>2. "agreed to recommend"</p>		<p>必要に応じて本文中の "headed by ____" に記入する日本側団長と対応して、相手国側の具体的な担当機関名を記入してもよい。</p> <p>相手国側の諸般の事情（特に相手国側署名者が政府自体を代表する場合や署名に先立って閣議決定等を経ており、あらためて政府に勧告する必要がない場合等）により、相手国側は本文中の "agreed to recommend" を "accepted" に変更することを強く求めることがある。</p> <p>この場合、</p> <p>(1) 一般的にR/Dの基本的性格上勧告を行うのみで、これ以上のことはできず "accepted" という表現は不可能。</p> <p>(2) 理論的には、わが方については "the Team agreed to recommend to its Government" とし、相手国側については "the ~ authorities concerned accepted" と記載することが考えられる。</p> <p>この場合、署名者の資格及び合意内容の両面において跛行的となり、のぞましくない。</p> <p>(3) また、下記のような特別なケースもあるが、同様の理由でのぞましくない。</p> <p>(事例 イラク電気産業訓練センター)</p> <p>The Japanese Team agreed to recommend to its own Government the matters referred to in the Record of Discussions attached herewith. The Iraqi Delegation, on the other hand, will prepare a report indicating the cost and other details concerning the Center to the Iraqi Authorities concerned for approval and financial allocations.</p> <p>Therefore, this Record of Discussions will be in force from the date of the letter of approval submitted by the Iraqi Authorities concerned to the Government of Japan.</p>
<p>3. 署名</p> <p>(署名位置)</p>	<p>3-1</p> <p>3-2</p>	<p>"The Attached Document" を本文中の一部と見なす方式をとるときには、署名の位置は "The Attached Document" の最後のページでなされることもある。</p> <p>日本側と相手国側の署名位置の左右の問題があるが、原則として日本側署名を左、相手国側署名を右とする(R/D交換文書の相手</p>

	<p>(署名者)</p>	<p>国側の文書には相手国側の署名位置を左としてもよい。</p> <p>3-3 相手国側が附属文書の各ページにもイニシャルすることを要望するときにはその求めに応じてよい。</p> <p>R/D作成前後には、各種の文書資料が交換されるので、それらとの区分上R/D全文書にイニシャルすることはしばしば行われている。</p> <p>3-4 現地同時署名の場合</p> <p>日本側は団長が行う。諸般の事情により団長に代わってチームの適当な団員が署名してもよい。</p> <p>3-5 送付（交換）署名の場合</p> <p>(1) 日本側がまず署名し（署名者はJICA関係部長又はJICAが委嘱したチーム団長である。特に相手国側が強く要望する場合には、双方署名者の地位等を勅案の上理事とする場合もある）、それを相手国側へ送付し相手国側が署名して手続を了する場合と、相手国側がまず署名し、日本へ送付して、日本側が署名し、手続を完了する場合とが考えられるが、実際には前者の場合が多い。</p> <p>なお、送付（交換）署名の場合、署名日付については、後に署名した日付に統一する。</p> <p>(2) 場合によっては、JICA本部の指示によりJICA海外事務所長が署名する（但し、相手国との関係によりJICA海外事務所としてのステータスが確立していない場合には、海外事務所長の署名はこのましくない）。</p> <p>3-6 相手国側の署名者は、次官クラスのサイン例が多いが、局長クラスでもよい。即ち、トップクラスでなくても相手側実施機関を代表する者であればよい。</p> <p>3-7 副署について、R/Dの性格が政府に対する勸告書であるところから、大使館員が副署することによりわが国政府がエンドースするという印象を与えるので、現地大使館員の副署は認められない。相手側の副署は関係機関が複数である場合等はその要望に応じ適宜決める。</p> <p>(サイン)</p> <p>署名は、日本側の場合、チーム署名者の氏名と肩書及び国際協力事業団を記し、サインする。</p> <p>過去の事例には、“for the Government of Japan”の文書を付したものがあがるが、R/Dの性格上かかる記載はできない。</p>
--	--------------	--

(2) The Attached Document (附属文書)

本 文	作 成 上 の 留 意 点	
	事 項	内 容
タイトル	1. 本文と附属文書 の関係	<p>1-1 本文と附属文書の関係について、相手国側が本文と附属文書の一体化を強く主張する場合には、本文の末尾の“matters referred to in the document attached hereto.”を“matters which follow hereafter:”とし、附属文書の“The Attached Document”というタイトルを削除して、附属文書を本文と一体化することができる。この場合、署名は附属文書の末尾に行う。</p> <p>1-2 また、相手国側が要望する場合には、本文と附属文書との関係の明確化を計る上から単に“The Attached Document”とせず、“The Attached Document Concerning _____ Project”としてもよい。</p>
I 両国政府 の協力	1. 協力目的	<p>「Iの1」の協力目的は、当該プロジェクトの協力効果を予測し、相手国の社会、経済の開発に如何に資するかを記載して明文化する。</p> <p>事例 1. タイ、東北タイ職業訓練センター</p> <p>for the purpose of providing practical and theoretical training for potential skilled workers who will contribute their skills acquired through the training to the industrial and agricultural developments, thereby promoting the productivities of the industries and the welfare of the people in Thailand.</p> <p>事例 2. タンザニア、キリマンジャロ州地域開発計画</p> <p>for the purpose of contributing to the promotion of the regional development in Kilimanjaro through the agricultural development project which aims at the improvement of agricultural infrastructure and the increase in productivity and through the industrial development project which aims at the establishment of the industrial infrastructure and the promotion of industrialization.</p>
	2. “The Master Plan”	<p>2-1 “Master Plan”を“The Master”とする表現もあるが、前者に統一する。</p> <p>2-2 ミニ・プロジェクトの場合、“The Master Plan”を“Annex”として添附せず、附属文書第2条にプロジェクト実施計画の概要を記すこともある。</p>

事例 インドネシア家族計画

The Project intends to improve the audio-visual software materials for information, education and communication for family planning both in quality and quantity, and includes the following activities.

- (1) Trainig of Indonesian Staff in Japan
- (2) Improvement of facilities for software prototype production training
- (3) Services of Japanese Experts in Indonesia

2-3 R/Dに記載 (The Attached DocumentのAnnexとして) する "Master Plan"に加え、R/Dとは別個に以下の要領にて「Tentative Schedule of Programme Implementation (Tentative Implementation programmeと呼ばれることもある)」を補足資料として作成することができる。

- (1) 原則として全プロジェクトにつき、専門家派遣、機材供与、研修員受入のおおまかな実施時期の提示 (可能な範囲内での分野毎、機種毎に細分化して提示しうる) 等を内容とするわが方協力スケジュール及び相手国側負担事項の実施スケジュールをTentative Schedule of Implementaionとして作成し、双方のR/D署名者がR/D署名の際に併せて署名する。相手国の事情により相手国負担事項の実施スケジュールの記載が困難な場合には、わが方協力スケジュールの一方的記載でも止むを得ない。
- (2) Tentative Schedule of Implementaionはあくまでも取り敢えずのスケジュールに過ぎないので、R/Dとは別文書とする。
- (3) Tentative Schedule of Implementaionには以下の文言を挿入することとする。
  - (イ) 実施に必要な予算が確保されることを前提とした取り敢えずのスケジュールである。
  - (ロ) 将来、必要に応じR/D(ないし協定)の規定の範囲内で内容が変更されることが有り得る。
- (4) Tentative Schedule of Implementaionには、原則として総事業費、機材供与金額や研修員受人数、専門家派遣数の記載 (特に各年度毎の個別的記載) は行わない。ただし、指定された特定国の場合及び相手国側が予算確保

等の事情によりその記載を要求する場合は、日本国内での協議・了承のもとに記載することができる。

2-4 Tentative Schedule of Implementaionのカバリングは以下の要領で作成する。

Tentative Schedule of Implementaion

プロジェクト名

The Japanese Implementaion Survey Team and 相手国担当機関 have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementaion of Project as annexed hereto. This has been formulated in connection with 1-2 of the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementaion Survey Team and 相手国担当機関名 for プロジェクト名 on the conditions that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of Record of Discussions when necessary arises in the course of implementation of the Project.

署名(日本側)

署名(相手国側)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

II 日本人専門家の派遣

1. 「IIの1」と「IIの2」の関係
2. 「日本国において施行させている法律及び規則に従い」
3. 日本人専門家の役務

本条では、「IIの1」において、当該プロジェクトの実施に必要な日本人専門家の役務提供を日本側の負担で行うことを謳い、「IIの2」において、日本人専門家等が相手国へ派遣されるための条件を記している(「IIの2」の特権、免除及び便宜の供与が日本人専門家派遣の前提条件となる)。

この「法律及び規則」には予算措置も含まれる。

専門家役務の主目的は、相手国スタッフが協力期間終了後に自立して当該プロジェクトを運営できるように、協力期間中に助言及び訓練等を通じて相手国スタッフを養成することである。従って、日本人専門家の役務内容は、プロジェクトの運営主体である相手国側専門家団に対する技術指導が中心となることに留意されたい。

<p>4. "the normal procedure"</p> <p>5. "under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme"</p>	<p>A1、B1両フォームの交換及びアグレマンの取付手続を意味する。</p> <p>コロボ計画地域以外の中近東、アフリカ、中南米、大洋州地域については、"under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan" と記載する。</p> <p>コロボ計画対象国以外の国の場合、とかく本計画を熟知しておらず、その説明を要求されることがある。</p> <p>(便宜については、後続の「V相手国政府のとるべき措置」を参照)</p>
<p>6. 特権、免除及び便宜</p>	<p>6-1 コロボ計画加盟国の場合</p> <p>(1) コロボ計画加盟国の場合には、それぞれ相手国においてコロボ計画に基づく特権、免除及び便宜に関する規定を有しているため、まず、その保証をうける措置を講ずる。国によっては、"within the framework of the Colombo Plan" ービルマ畜産及び "in accordance with General Circular No. 1 of 1969 of Government of Malaysia" ーマレーシア金属工業技術センターという表現を用いる場合がある (この場合、各国の各項目毎の内容をよく調べるのが大切である)。</p> <p>(2) しかしながら、コロボ計画並では不十分と判断される場合は、特に必要と考えられる項目について、コロボ計画に基づく規定にかかわらず、別途特別措置を相手国側に求めることとする。</p> <p>また、プロジェクトの性格により、その他の個別項目に対する相手国側措置を必要とする場合においては、適宜追加されたい。</p> <p>6-2 コロボ計画加盟国以外の場合</p> <p>(1) 各国の専門家に対する特権、免除及び便宜に関する基本規定がない場合は、まず相手国において当該プロジェクトのための日本人専門家の受入条件として、第三国等から派遣されている専門家に対し実施している特権、免除及び便宜より不利でないものを保証せしめることが必要となる。</p> <p>(2) しかしながら、第三国等専門家に適用されている特権、免除及び便宜の実態を把握することが必ずしも容易でないことに鑑み、日本側がプロジェクト実施に伴い必要と考える特権、免除及び便宜を個々に網羅して相手国に要求せざるをえない。</p> <p>以上のことを踏まえ、原則として所得税等の免除、身廻品・家財等に関する関税等の免除、無料の医療役務・便宜の3点につき、専門家の特権、免除及び便宜を確保することが必要である。参考までに下記にその記載例を添附する。</p>

事例 1. Privileges, exemptions and benefits

1. Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad;
2. Exemption from providing security and from import and export duties and any other charges imposed in respect of personal and household effects (including one vehicle) which may be brought into the People's Republic of Bangladesh;
3. Free medical and dental services and facilities at Governmental hospitals and health centres;
4. Issue of identification cards to the Japanese Experts, to secure the cooperation of the authorities concerned of the People's Republic of Bangladesh necessary for the performance of the duties of the Japanese Experts, and their families.

事例 2. Privileges, exemptions and Benefits

- (1) Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.
- (2) Exemptions from the requirement of obtaining import licenses and certificates of foreign exchange coverage, consular fees, customs duties and any other charges, except those which represent payment for specific services rendered, in respect of the importation of:
  - (a) The Experts' and their families' baggage;
  - (b) Personal and household goods and consumer goods brought into the Republic of Peru for the Experts' and their families' use; and
  - (c) One motor vehicle for the Experts' personal use brought into the Republic of Peru in their own name or in the name of their spouses, provided that the Experts remain in the country for at least one year. The authorization to import a motor vehicle will be granted by the Ministry of External Relations of the Republic of Peru upon prior application of the Embassy of Japan. Instead of importing one motor vehicle in accordance with the above, the Experts may buy one Peruvian produced motor vehicle without internal taxes and other charges imposed on the motor vehicle in the Republic of Peru. The motor vehicle imported or bought in the Republic of Peru may be sold or transferred in accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Peru.
- (3) Exemptions from the requirement of obtaining export licenses, customs duties and any other charges for the exportation of the baggage, goods and the motor vehicle mentioned in 4 above.

- (4) To issue, upon application, entry and exit visas for the Experts and their families free of charge.
- (5) To issue identification cards to the Experts and their families to secure the co-operation of all governmental organizations necessary for the performance of the duties of the Experts.

6-3 The Attached Document IIの1の冒頭に "in accordance with the laws and regulations in force" の記載があるところから、同IIの2についても冒頭に同様の文言の挿入を強く主張する場合がある。

しかし、わが方としては、相手国の現行法令の如何にかかわらず、6-2の(2)の通り最小限一定の専門家の特権及び免除を確保する必要があるので、その挿入には応じられない。

どうしても相手国側が同文言の挿入に固執する場合には、相手国の関係法規の規定振りを詳細に検討し、相手国現行法令上、上記の特権及び免除が確保されることを確認の上、同文言の挿入に必ずすることとする場合もあるが、かかる方法は殆どの場合その検討に極めて時間がかかり、事務的にも煩雑であるのみならず、R/Dとりまとめ後相手国関係法令の改正が行われる可能性があるため、のぞましくない(但し、マレーシアの "General Circular"、バングラデッシュの "Model Rule" 等、派遣専門家の特権及び免除につき明文の規定を設けている場合等には、内容を確認した上で、包括的にこれによるとした例はある)。

6-4 「無料の医療役務・便宜」については、相手国の事情に応じ具体的内容につき調整する余地があるが、「所得税等の免除」及び「身廻品・家財等に関する関税等の免除」の2点については、最も基本的な特権・免除事項であり、その確保が専門家派遣上必須の前提条件となる。

「無料の医療役務・便宜」については、例えば、「医療費の給付は専門家の家族を対象外とする」「歯治療は認めない」「診療は国病院に限定する」等々、国々によっていろいろ異なる場合がある。

従って、「無料の医療役務・便宜」条項の適用範囲の明確化は、各国の現状をよく考慮し、原則論に抵触しない程度にケース・バイ・ケースで適宜決めることとなる。

6-5 「特権・免除及び便宜」の記載方法は、附属文書の本項に一括して具体的に記載したり、Annexを設けて記載することも考えられる。



	<p>7. "No less favourable than"</p>	<p>本項の趣旨は、わが方が確保する特権及び免税以上のものを相手国側が第三国の専門家に与える場合には、わが方としてもこれを享受せんとするものである。</p> <p>なお、ここに言う第三国とは、通常米、英、仏等の先進諸国を意味しているが、近年発展途上国の専門家がG・Gベースで役務提供を行っている例もあり、両者に対する特権等の内容が異なる場合もありうる。</p> <p>従って、わが方専門家に与えられる特権等は先進諸国専門家に供与されるものと同様かどうか注意する必要がある。</p>
III 機材供与	<p>1. 供与機材の範囲</p> <p>2. 供与計画</p> <p>3. 所得権の移行と経費分担</p>	<p>供与機材の範囲については、技術移転に直接必要とする機材を日本側が負担することが原則である。</p> <p>従って、通常現地での調達が可能で備品、消耗品等及び協力終了後の代替機材、スペア・パーツ等は相手国負担である。</p> <p>なお、ここに機材という場合、日本人専門家が赴任する際、JICAが購入し、専門家が携行する機材（いわゆる携行機材）も含まれる。</p> <p>わが国の会計制度は単年度主義を採用しているため、R/D署名の年度から協力期間各年度の機材供与については用意周到な計画が必要となる。</p> <p>3-1 第2項では、機材の引取に必要な船荷証券等の一式書類が相手国関係当局に渡され、日本からの供与機材が相手国の港もしくは空港に陸揚げされた時、その機材は相手国の財産となることを規定している。通常、船荷証券はJICA—外務省—在外公館(JICA事務所)—相手国政府へ手渡される。機材に関する日本側負担は、CIF建、即ち、日本国内での機材購入費、相手国陸揚げ地までの輸送費及び日本から船積みされた時より（正確には日本国内のJICAが指定する保税倉庫から）相手国プロジェクト・サイトにおいて機材が開梱されるまで、もしくは、相手国に陸揚げされた時点より一定期間までの付保費用である。</p> <p>従って、原則的には機材の相手国陸揚げ以降の費用（陸揚げ地における保管費、相手国通関諸費及びプロジェクト・サイトまでの輸送費等）は相手国負担となる。但し、相手国陸揚げ港までの輸送及び陸揚げからプロジェクト・サイトまでの輸送並びに戦争等に起因する機材の滅失・損失に対する回復の手續、即ち保険求償手續は日本側が行うことになっている。</p>

		<p>3-2 相手国が内陸国の場合、“at the ports and/or airports”を“at the airports and/or borders”と置き換える。</p> <p>3-3 供与機材の現地調達の場合には、所有権の移行と経費分担を明確にする必要がある。</p> <p>4. 無断転用の禁止</p> <p>4-1 さらに本項目では協力プロジェクトの早期成功を図るため供与機材が当該プロジェクト以外に使用されることを禁止する旨謳っている。 即ち、協力期間中における供与機材の相手国政府による無断転用を禁じたものである。</p> <p>4-2 “utilized exclusively for the implementation of the project in consultation with the Japanese experts”という表現について、“exclusively”と“in consultation with the Japanese experts”を併記する必要を認めない国もあるが、前者は当該プロジェクト以外への転用を禁止するものであり、後者はプロジェクト内において供与機材の効果的な運用を特に意図するものであるため、両者共、併記することがのぞましい。 供与機材の貸出し及び他への譲渡のケースはあり得る。 このような場合、下記のような規定をⅢの3に設けて実施してもよい。</p> <p style="text-align: center;">(事例)</p> <p style="text-align: center;">A part of the articles referred to in Article III, paragraph 1 may be rented at reasonable rates to farmers in the extension trial areas and other areas to be decided after mutual consultation between the authorities concerned of the two Governments and a part of consumable items such as fertilizers and agricultural chemicals may also be transferred at reasonable prices to the farmers in the extension trial areas.</p> <p>なお、供与機材の貸出し及び譲渡の運営は、後続の「VIプロジェクト管理」において規定を設けて実施するものとする。</p>
	<p>5. 供与機材の貸出し及び譲渡</p>	
<p>IV 研修員受入</p>	<p>1. 受け入れる相手国スタッフの範囲</p>	<p>日本側が技術研修のため受け入れる相手国スタッフの範囲については、プロジェクトの実施に直接関係する相手国実施機関のスタッフが中心となるが、それ以外に当該プロジェクトを監督し、当該プロジェクトの運営に責任を有する上部機関等のスタッフも含まれる。</p>

<p>V 相手国政府のとりべき措置</p>	<p>2. 帰国研修員の定着性の問題</p> <p>1. 「Vの1」と「Vの2」の関係</p> <p>2. 項目の追加、変更及び削除</p>	<p>過去の事例をみた場合、プロジェクト運営の核となる相手国スタッフ（日本人専門家のカウンターパート）が日本での技術研修の終了後、短期間に人事異動、民間又は外国への流出（頭脳流出）の例が多い。</p> <p>いわゆるカウンターパートの定着性の問題があり、協力プロジェクトの効率的運営が阻害されることとなる。</p> <p>従って、相手国政府が基本的にこれらの現象を阻止するために必要な措置をとるよう要請したものが本項である。</p> <p>なお、上記の実情から、相手国政府当局はプロジェクト要員確保のため、自ら進んで本項を設けることを要望する場合が多い。</p> <p>本条には、プロジェクトの実施上必要不可欠な相手国政府負担項目を記載している。即ち、「Vの1」は負担内容が人材や物の提供等の金銭支出負担以外のいわゆる現物供与をまとめ、「Vの2」は金銭支出負担をまとめたものである。</p> <p>プロジェクトあるいは相手国の事情によっては、本条の記載事項以外の項目を追加することもあり、また、記載事項の一部を変更・削除するようなケースもあり。</p> <p>項目の追加については、必要に応じて行うことになるが、変更・削除については、これら項目がプロジェクト実施上不可欠な基本項目であるところから、原則として変更・削除は認められない。</p> <p>しかしながら、相手国側に財政上あるいは国内の制度上の理由等により負担が困難な場合もあり、それぞれの負担状況は、地域、国により一律ではない現状である。このため、本件については、相手国の受入体制をよく調査し、原則論に抵触しない範囲内において適宜ケース・バイ・ケースで対応することとする（将来本マニュアルを充実させ、これについて国別指針を作成することを考慮中である）。</p> <p style="text-align: center;">(相手国政府の負担事項の追加事例)</p> <p>事例1. Expenses necessary for the provision of textbooks.</p> <p>事例2. Expenses for the Experts.</p> <p style="padding-left: 40px;">(i) for daily transportation to and from their place of work;</p> <p style="padding-left: 40px;">(ii) for their official travels in the Republic of Peru;</p> <p style="padding-left: 40px;">(iii) for their official correspondence;</p>
-----------------------	--	---

VI プロジェクト管理	2. "travel allowance"	<p>事例3.</p> <p>Expenses necessary for construction or improvement of roads, irrigation and drainage facilities and other facilities for the implementation of the Project;</p> <p>プロジェクト現地要員又は国家公務員のそれに準ずるとする場合があります。</p>
	3. 住宅保証	<p>住宅提供については難色を示す国が多い。その理由として、アジア諸国及びアフリカ諸国においては財政事情を理由とする国々が多く、中南米諸国においては国内法を理由とする国々が多い。</p> <p>なお、アジア諸国のなかでもマレーシアのように"General Circular"を作成し、住居の提供(現物供与)もしくは住居手当支給(費用負担)を行っている国もある。</p> <p>なお、本項は、住宅の現物供与を前提として相手国側の負担を規定しているが(開発途上国の場合、応々にして物理的に適当な貸家がなく、現物供与が必要となる場合が多い)、国によっては(特に住宅事情が借手市場にある場合)、むしろ現物供与ではなく、住居手当の提供を受け、専門家の判断で住居の確保を計った方がよい場合があり、かかる場合には本項を上記趣旨に訂正のうえ、Vの2に挿入することもありうる。</p>
	4. 供与機材の輸送費の負担(内陸国の場合)	<p>「原則的には供与機材の相手国陸揚げ以降の費用は相手国負担になる―III「機材供与」の3」であり、相手国が内陸国の場合にも国境からプロジェクト・サイトまでの輸送費等は相手国負担とするのが建前であるが、実際上は、内陸かつLLDCの諸国等については近隣国港湾での陸揚げ後、当該国の国境までのみならず、プロジェクト・サイトまでわが方の負担により機材輸送をする場合がある。</p>
	1. プロジェクトの管理体制	<p>本項においては、プロジェクト運営に関する管理システムを記すことがその目的である。プロジェクトの運営・管理の主体は、協力受入国である相手国側であることはいまでもないが、プロジェクトの効率的運営のためには、相手国側がどのような組織でもって当該プロジェクトを運営・管理するのか、あるいは命令系統はどのようなものにするのか、あるいは運営・管理について日本側からはどの程度参画もしくはアシストするのか等について事前に相手国側と充分協議し、そのフレームワークを作っておく必要がある。</p> <p>上記を踏まえ本条に記載する基本的な事項は次の3項目が挙げられる。</p> <p>① プロジェクト運営・管理に関する相手国政府の責任主体及</p>

び責任範囲

- ② プロジェクト運営に関し意思決定機関ないし諮問機関等の委員会を設置する場合にはその任務（機能）・構成等
- ③ 派遣する日本人専門家及びその相手国側カウンターパートの一般的任務並びに日本人専門家団にチームリーダーを置く場合にはその任務等

(事例)

事例 1. フィリピン道路交通訓練センター

IV. Administration of the Center

- (1) The Secretary of the Department of Public Highways, the Secretary of the Department of Public Works, Transportation and Communications, and the President of the University of the Philippines System, through the Steering Committee created under Letter of Instruction No. 428 and organized by the Director-General of NEDA, will jointly bear the overall responsibility for the establishment and operation of the Center, and for this purpose, the Steering Committee will promulgate rules, policies and guidelines and such other regulations deemed necessary for the effective and successful operation of the Center.
- (2) The Joint Committee will be established with the members as listed in Annex 5 and will advise the Steering Committee on any matters for the effective and successful implementation of the Project. The Steering Committee in considering above-mentioned matters will consult the Joint Committee.
- (3) The Director of the Center under the supervision and direction of the President of the University of the Philippines System will be responsible for the administration and operation of the Center. Japanese Chief Adviser with the support of the Japanese experts will take appropriate care on technical matters and will provide necessary technical and managerial advice for the Center in close coordination with the Philippine counterparts concerned.

事例 2. インドネシア、ボゴール農科大学農産加工計画

- 9. The Rector of Bogor Agricultural University will be responsible for the administration and implementation of the Project, and the Japanese experts will provide Primarily technical advice and guidance for the implementation of the Project.
- 10. For the successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the members as listed in Annex IV.  
The Committee will meet regularly.  
The function of the Committee is as follows.
  - (1) Formulation of annual operational work plan of the Project

- (2) Examination of draft local budget necessary for the Project
- (3) Staffing of the Project
- (4) Publication of operational and safety codes for the utilization of instruments and equipment for the Project
- (5) Setting up working committees at IPB which will execute the implementation of the Project and their management
- (6) Others

事例 3. キリマンジャロ地域総合開発計画

VI. Administration of the Projects

1. The Regional Development Director (hereinafter referred to as RDD) of Kilimanjaro Region, will bear overall responsibility for the implementation of the Projects under the supervision of Prime Minister's Office.
2. The Japanese experts will take the appropriate care on the technical matters and provide the advisory services on technical and managerial matters for the Projects in close collaboration with the Tanzanian counterpart personnel concerned.
3. The activities for the implementation of the Projects will be carried out by the Tanzanian counterpart personnel with an assistance of the Japanese Experts.
4. (1) A Regional Management Team shall be empowered to ensure successful and effective implementation of the Projects.  
 (2) The meeting of RMT, under the chairmanship of RDD, will be held regularly.  
 (3) Japanese experts will attend the meeting of RMT as advisors.

2. 供与機材の貸出し及び譲渡

本項では、「IIIの5の供与機材の貸出し及び譲渡」の運営に関する規定を記載する。

規定は、次の2事項及びその他必要事項とする。

- (1) 貸出し又は、譲渡する供与機材の品目及び量、対象地区及び対象者、貸出し又は譲渡の条件・方法等につき、また、貸出し又は譲渡による収入の運用等につき、両国政府関係当局間で協議して決定する。
- (2) 供与機材の貸出し又は譲渡は、当該プロジェクトの実施計画に基づいて実施されるものとする。

(事例)

The proceeds from such rentals or transfers will be used exclusively for the implementation of the Project.

The provisions pertaining to the rental or transfers of the goods supplied by the Government of Japan will be applied in accordance with the operational work plan referred to in Article I, paragraph 2 and there will be close

<p>VII 日本人専門家に對する請求 (クレーム)</p>	<p>1. 責任の所在</p> <p>2. 「国内法令に基づいて」</p>	<p>consultation between the Japanese team leader referred to in Annex II and Director of the Central Extension Resources Development Institute referred to in Annex IV as regards their application.</p> <p>本条は、日本人専門家がその職務遂行に関連して他者に損害を与えた場合、故意または重大なる過失による場合を除き、専門家の責任とすることなく、相手国がその責を負うことを規定するものである。</p> <p>“otherwise connected with”とは、通勤の途中の事故も含むものとの解釈にある。</p> <p>なお、国によっては“gross negligence”に替え単に“negligence”とすることを要求する場合があるが、軽微な過失による場合にも専門家の責とすることは回避すべきであるので、“gross”の削除には応じられない。</p> <p>相手国によっては、本条に「国内法令に基づいて」という条件を挿入するように要求するところもある。</p> <p>しかし、わが方としては、相手国の現行法令の如何にかかわらず、不当な請求から専門家を保護する必要があるため、その種の条件の挿入には応じられない。どうしても相手国側が同条件挿入に固執する場合には、相手国の関係法規の規定振りを詳細に検討し、相手国現行法令上、不当な請求から専門家を保護することができることを確認の上、その挿入に応ずることとする場合もある。かかる方法は殆どの場合検討に極めて時間がかかり、事務的にも煩雑であるのみならず、相手国関係国内法令が改正される場合があるので、できるだけ避けたい。</p>
<p>VIII 相互協議</p>		<p>本相互協議は、プロジェクトの実施担当者レベルの協議ではなく、R/Dの変更、中止、延長等の大きな問題についての両国政府間の協議を意味するものである。</p>
<p>IX 協力期間</p>	<p>1. 期間</p>	<p>R/Dで行う技術協力の期間は通常3～4年間であり、5年間が限度である（行政取極めの有効期間は5年を限度としている）。</p> <p>なお、R/Dとりまとめの当初から実質的な協力期間がR/Dに記載する協力期間を超えることが見込まれ、従って、R/Dの延長が必要となることが予想される場合には、相手国側の強い希望に応じて、本条の文言に</p> <p>“during which time the two Governments will have mutual consultations regarding further cooperation”等の文言を加えることがある。</p>

## 2. 期間の始期

協力期間の開始は通常R/Dを署名した日より起算することとなる。過去のR/D例をみるとR/D協力期間の起算日をわが方の予算年度あるいは相手国側の予算年度の開始時期に合致させている例がある。これらは協力の実効性を念頭においたものであろうが、R/Dがいわば協力開始についての実質的着手表明であることから、日本側及び相手国側にとって協力当該R/Dによって始まるとの認識が強い。従ってこの現実的認識を踏まえ、協力期間の開始はR/D署名年月日より起算するのがよい。

R/Dが法的に国際約束を形成するものではなく、それぞれの政府へその討議結果を勧告するという体裁をとっているところから、協力期間起算には勧告に基づくそれぞれの政府の何らかの決定行務が必要である。従ってR/D署名日をもって起算日とすることに無理を生ずることとなるとの見解がある。この見解によれば上記の手續上の時間的差異を念頭におき、協力期間の起算日を決めるためには、協力期間起算日をR/D署名日とせず、日本側実施協議チームと相手側代表者との間で勧告一決定までの適当な時間を見越し、それを打合せた上で適当な起算日（年・月・日）を決めるとの解釈を生ずることとなる。

つきつめて考えれば確かに上記のとおりであるが、R/Dの実体的効力及び動態的内容を考えれば、上記の形式論にこだわる必要はないといえる。(始期の擬制)

### (事例)

#### 事例 1.

The period of the technical cooperation mentioned in this Record of Discussion will be three (3) years from the date of signature of the Record of Discussions and the authorities concerned of both Governments will hold mutual consultations within this period concerning the next stage of the technical cooperation if necessary.

#### 事例 2.

The provisions of the various undertakings mentioned in this Record of Discussions will come into force on the date of signature and remain in force for a period of five (5) years, and may be extended by mutual agreement between the two parties for a further specified period. However, either party may, at any time, give notice to the other party of its intention to terminate these provisions in which case the technical cooperation related to the Project will terminate six months after such notice has been given.



## IV プロジェクトの効果的運営



## 1. 専門家チームの役割

### ★用語定義

事 項	内 容
・プロジェクト技術協力とは？	・相手国が計画した特定の目的を持った事業に対し専門家・機材・研修員受入れおよびローカルコストの負担等を組み合わせて、通常5年程度にわたり計画的に実施する技術協力活動である。
・プロジェクト協力の効果的な運営とは？	・技術協力活動に際しては、これをひとつの事業（プロジェクト）とみなすと、協力の「運営管理」（マネージメント）と「技術移転」の活動が大きな業務内容となる。これはいわば協力の枠組みと中身の関係である。
(運営管理)	・これら業務を効率的・効果的に行うために両業務に加え「促進業務」が重要である。
	・協力の目的・背景の変化を把握する。
	・M/P（基本計画：マスタープラン）、T/S/I（暫定実施計画）を把握するとともに、相手国との協議を踏まえR/D期間にわたる協力実施計画を明確かつ具体的なものとする。
	・年度計画の設定 協力実施計画を基にしてわが方の協力可能な年度計画を設定する必要がある。
	・計画管理（モニタリング） 年度計画は相手国のインプットわが方のインプットの一定規模（仮定）を前提に設定されるが、こうした計画を具体的な予算等の状況に応じ修正していく必要があることから計画達成のための進捗状況の把握（計画管理）を行う必要がある。
(技術移転)	・協力実施計画および年次計画に沿って分野ごとに担当の専門家が設定した技術移転活動計画の下で専門家からカウンターパートへ技術移転を行う。
	・適正技術の選択と改善に努める。

(促進業務)

- ・相手国と J I C A との連絡・調整
- ・協力実施上ネックとなっている事項（機材通関、カウンターパートの配置、相手国の予算、専門家生活基盤等）についての促進業務を行う。
- ・チームリーダーの役割とは？
  - ・プロジェクト協力の日本側チームの代表者であり、「運営管理」、「技術移転活動」のみならず「促進業務」も含めた協力全般について責任を持つ。また相手国事業の全体計画（国家・地域開発計画等との関連も含め）について相手国にアドバイスをを行う。
- ・調整員の役割とは？
  - ・プロジェクトの調整員の位置づけは一言でいうならば、日本側チーム内のいわば「事務局長」として、リーダーを補佐し、「年度計画」等の取りまとめ、「モニタリング」および「促進業務」を行う。
  - ・プロジェクトの予算管理、現地業務費の管理を行う。
- ・専門家の役割とは？
  - ・専門家はチームリーダーの下でプロジェクトの「技術移転活動」を担う。

(1) チームリーダーと調整員の業務(運営管理・促進業務)

(ア) チームリーダーの  
運営管理業務とは？

- ・必要に応じ相手国機関、在外公館、J I C A 本部との連絡・協議を踏まえ、下記の業務を行う。
- ・プロジェクトの日本側チームにおける代表者として運営管理全般に関する企画・計画立案を行い、その実施について責任を担う。
- ・相手国の当該プロジェクトに関連した事業の全体計画（国家・地域開発計画等との関連も含む）の把握をし、必要に応じ相手国に助言を行う。
- ・合同委員会への参加等を通じ相手国機関へプロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき報告・協議を行う。
- ・プロジェクトの成果について相手国機関および日本側関係機関と連携を図り、評価のための準備を行う。

- ・ 専門家に対し技術移転活動にかかわる計画面および技術面についての助言・支援を行う。
- ・ プロジェクトの年度計画の当初の計画（スケジュール）を達成することが困難となった場合、または年度途中でその修正を行う必要が生じた場合、相手側関連機関および日本側関連機関と協議を行い、その年次計画および協力実施計画の修正を行う。
- ・ リーダーは現地のマスコミ等の取材に応じてプロジェクトを積極的に広報する。

(4) 調整員の  
運営管理業務とは？

- ・ 必要に応じ相手国機関、在外公館、JICA事務所およびJICA本部との連絡・協議を踏まえ、下記の業務を行う。
- ・ 調整員はチームリーダーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ協力計画（協力実施計画、年度計画）の取りまとめを行う。
- ・ 調整員は年度計画（専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、ローカルコスト負担事業計画）の進捗状況の管理を行う。
- ・ 調整員は合同委員会への参加等を通じ相手国機関のプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握を行うとともに、相手国実施計画に応じ、日本側の協力計画（年度計画）の修正を行う。
- ・ 調整員は四半期ごとに上記事項に関し業務報告書を取りまとめ本部へ連絡を行う。
- ・ 調整員は各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ・ 専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し協議を行い、実施について支援する。
- ・ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チームリーダーと連携し、その解決にあたる。
- ・ 調整員が行う促進業務に関し助言および支援を行うとともにその責任を担う。

(9) チームリーダーの  
促進業務とは？

(エ) 調整員の促進業務とは？

- ・調整員は相手国およびJICA本部と日本チームとの間をとりもつ連絡・調整役として在外公館、JICA事務所と協議しつつ活動の効率化を図る。
- ・調整員は年次計画の進行に支障となる事項（機材通関、カウンターパートの配置、相手国の予算、専門家生活基盤等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には相手国とその対処について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその促進を図る。
- ・専門家の技術移転活動の計画面において、必要な協議を行うとともにその実施については側面からの協力・支援を行う。
- ・その他、日本側チームの活動に伴う事務・会計・庶務を取りまとめるとともにその計画的な執行を図る。

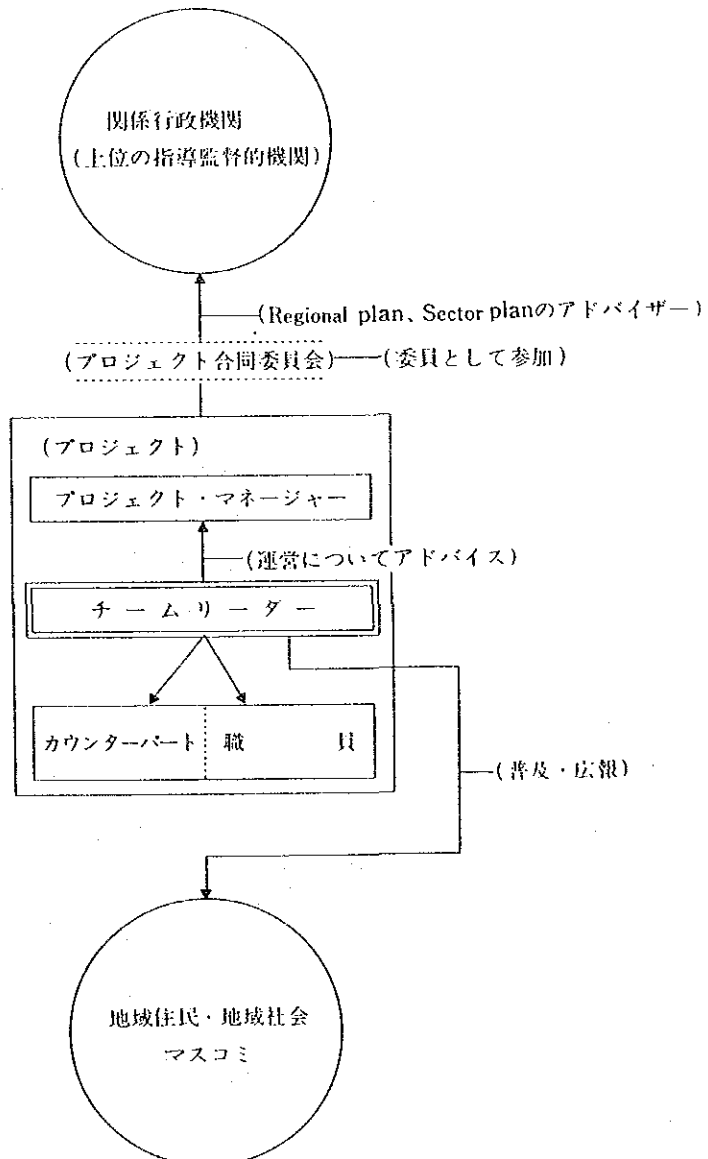
② チームリーダーと相手国および日本国との関係

チームリーダーはプロジェクト協力の日本側チームの代表者として、相手国と日本国とに対し、通常次のような役割を担うこととなる。

(7) 相手国との関係

- プロジェクト・マネージャーのカウンターパート
- プロジェクト合同委員会の委員
- プロジェクト所管省庁が計画している地域開発等に対するアドバイザー
- プロジェクトカウンターパートを含めた職員の相談役
- 地域住民、社会マスコミに対する普及・広報の日本側責任者

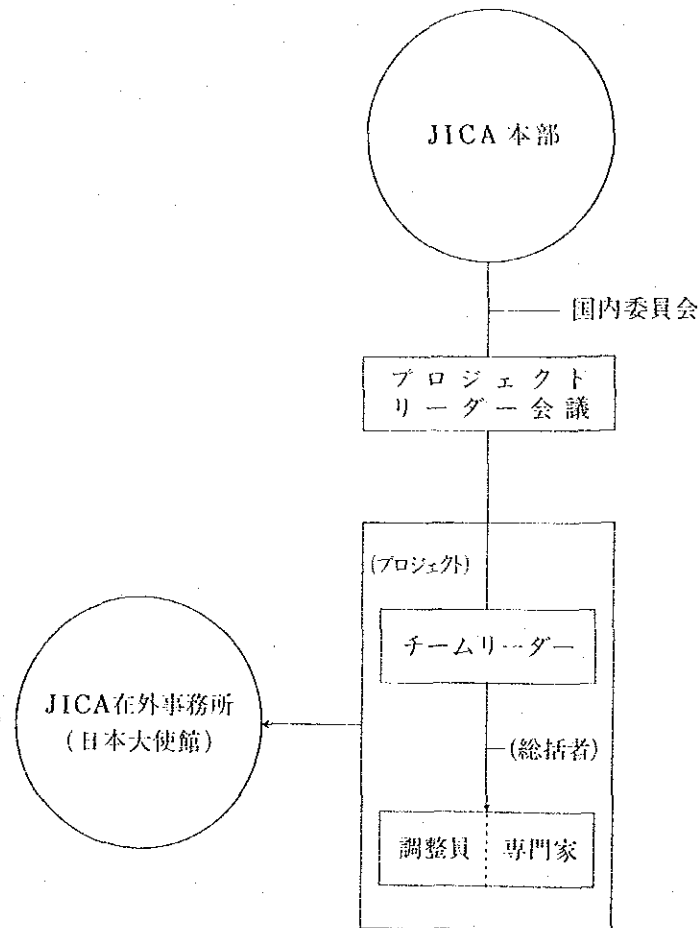
(相手国)



(イ) 日本国との関係

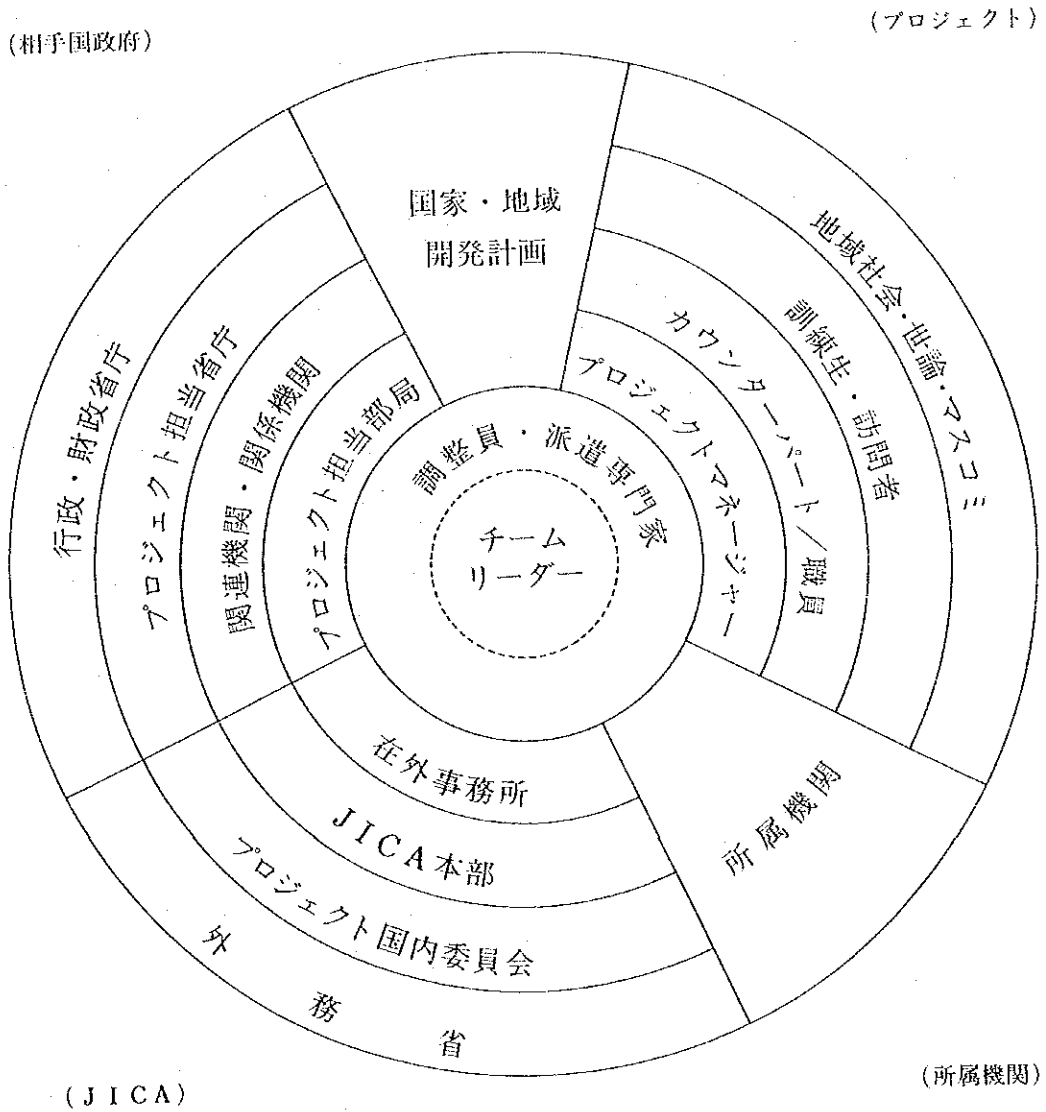
- プロジェクト運営管理の責任者
- 専門家の総括
- JICA在外事務所及び本部との総括調整
- 国内委員会等のオブザーバー
- JICA在外事務所(日本大使館)のRegional plan及びSector planに関する相談役

(日本国)





- (3) 専門家チームを取り巻く環境  
 チームリーダー、専門家チームを中心としてプロジェクトを取り巻く環境がどうなっているか示してみると次のようになる。



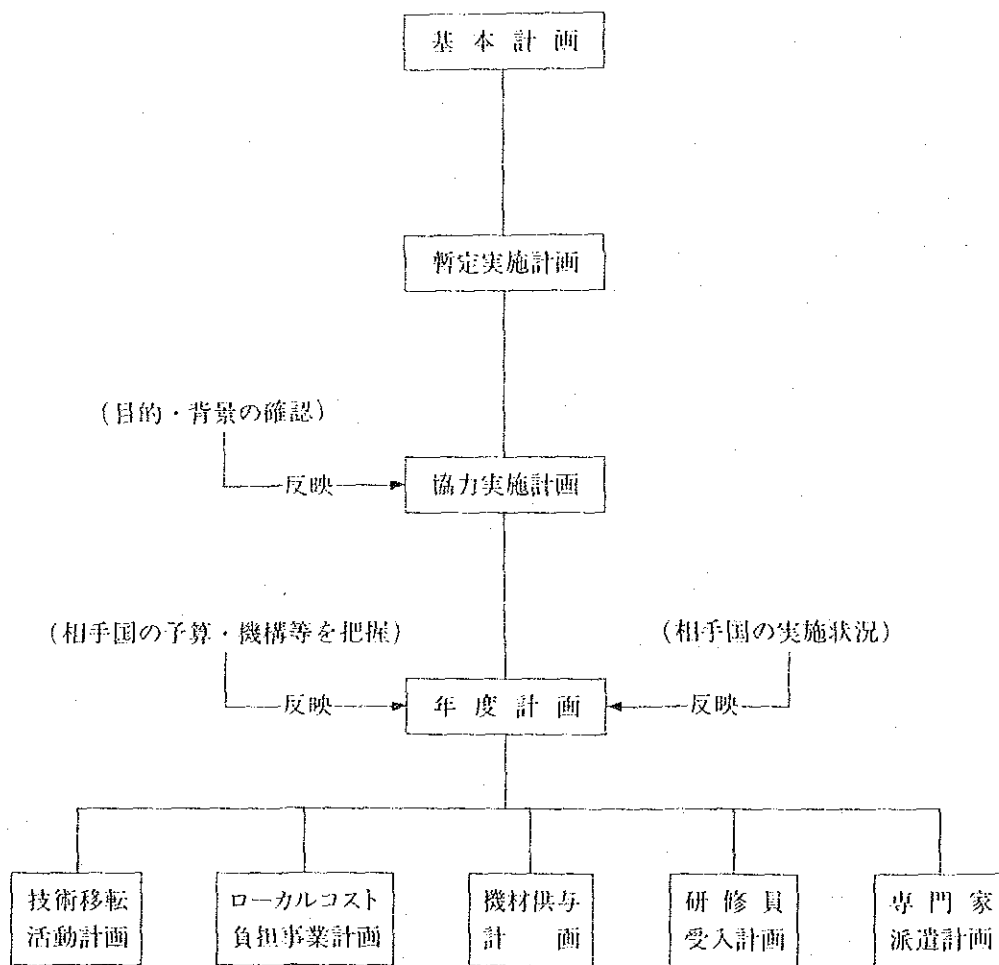
## 2. プロジェクトの運営管理

### (1) プロジェクトの計画策定

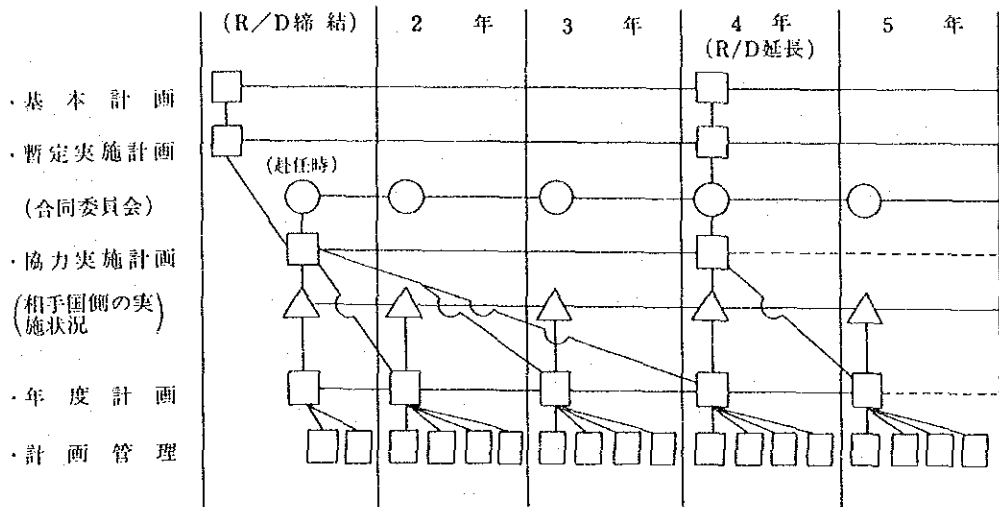
プロジェクトの運営管理のための計画の策定は次のように行われる。

#### (ア) プロジェクトにかかる計画設定とは？

プロジェクトのマネジメントを行うための重要な事項に「計画設定」があり、この計画には次のようなプロジェクト目的達成計画から年度計画まであり、これらの計画のうち、協力実施計画と年度計画を日本側チームが相手国側と協働（合同委員会等）を踏まえたうえで策定することが重要。



- (イ) プロジェクトにかかる計画の相関関係とは？  
 (当初協力期間3年で2年延長のケース想定)



- (ウ) 基本計画 (M/P) とは？

基本計画(M/P)とはR/D等に記載されている達成すべき目標であり、この計画は実施協議で設定されるものである。

- (例) 総合農業開発

目的達成	年度	1	2	3	4	5	
(全体目的) 農民生活水準の向上 a. (耐久消費財保有)		〇〇ルピア	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
(年次具体化) 農民の所得の向上 b. (農家経済所得)		△△ルピア	△△	△△	△△	△△	
農業生産性の向上 c. (米の生産性)		××t/ha	××	××	××	××	
(変化の子関)							ルピア t/ha

(エ) 暫定実施計画 (TSI)

暫定実施計画(TSI)とは基本計画(M/P)等に記載されている活動を年次別に具体化したものである。この計画は実施協議で設定される。

(例B) 農業総合開発

活動	年度	1	2	3	4	5
① 試験・研究開発		[ ]				
② 普及員訓練・育成			[ ]			
③ 農民の組織化				[ ]		
④ 技術普及活動				[ ]		
⑤ 農家経済調査				[ ]	[ ]	[ ]

(\*) この場合更に個々の活動の実施計画の把握表示が必要。

投入	年度	1	2	3	4	5	計	
							入月	総費
(1) 日本側	① 専門家 リーダー	[ ]						
	a分野	[ ]						
	② 研修員 a分野			[ ]		[ ]		
	...							
	③ 機材 a種		[ ]					
	...				[ ]			
(1) 相手国側	④ 調査団	調査打合せ	巡回打合せ	[ ]	[ ]	[ ]		
	⑤ その他		基盤整備 視聴覚	現地業務費	中堅技術者養成対策			
	⑥ 無償資金協力							
	① 土地、建物、施設	[ ]						
	② カウンターパートリーダー	[ ]						
	a分野	[ ]						
③ ローカルコスト	[ ]							
④ 便宜供与								
⑤ その他								

(オ) 協力実施計画とは？

協力実施計画とは、基本計画および暫定実施計画の目標を達成することを前提に専門家チームが赴任後、合同委員会等により相手国のプロジェクトに対する意向(目的・背景)が、R/D締結時と比較して変化があるか否かを十分に把握した後、日本側チームが主体となって本部および相手国側と連絡・協議・調整を重ねたうえで設定される協力実施のための計画である。

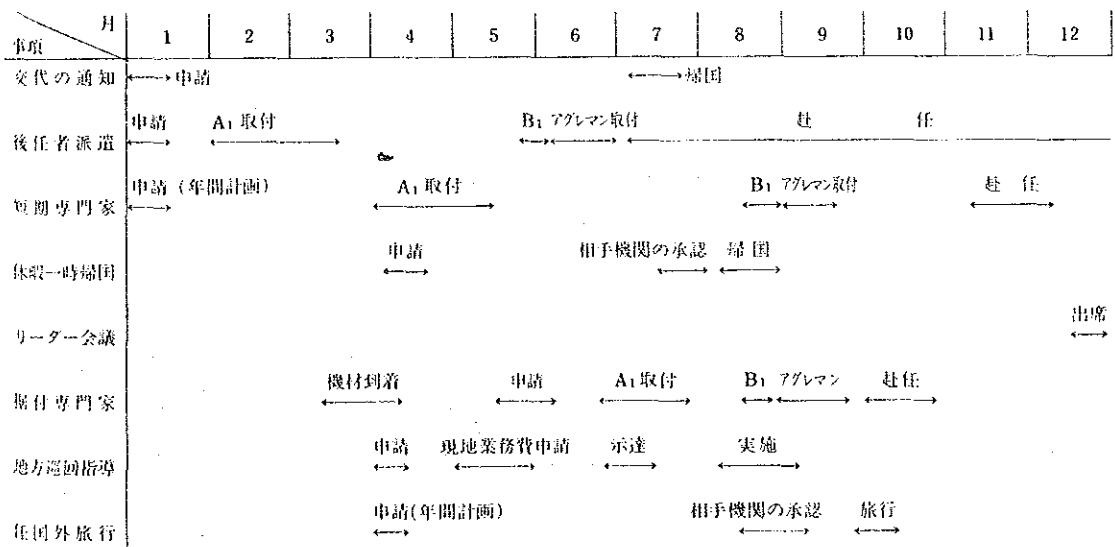
(7) 年度計画とは？

- ・ 年度計画とは協力実施計画を年度別に具体化したものである。
- ・ 年度計画を設定する場合には相手国側の実施状況（予算、カウンターパート配置状況、便宜供与等）を踏まえたうえで行うことが重要。
- ・ 年度計画は相手国機関との協議を踏まえ日本側チームが設定する。
- ・ 年度計画には次の計画（「専門家派遣計画」、「研修員受入計画」、「機材供与計画」および「ローカルコスト負担事業計画」）が含まれていることが重要。

・ 専門家派遣計画とは？

- ・ 専門家派遣計画とは技術協力の大きな柱となる専門家の年間投入計画である。
- ・ 専門家派遣計画とは専門家の赴任・一時帰国・帰国および交代がプロジェクトの進行に支障のないようスケジュールを組むことが重要。
- ・ 短期専門家の計画に関しては相手国の実施状況（予算、カウンターパート配置状況、便宜供与等）を踏まえたうえでその派遣時期を設定することが重要。

専門家派遣計画（例）



- ・ 研修員受入計画とは？
- ・ 研修員受入計画とは技術協力の大きな柱となる研修員の年間投入計画である。
- ・ 研修員の受入時期についてはプロジェクトの進行（特に、当該研修員を担当する専門家の活動）に支障のないようスケジュールを組むことが重要。

研修員受入計画（例）

事項	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年間計画		当年度枠の通知				来年度受入要望数を申請							
分野 a		研修スケジュール(案)の送付		派遣前オリエンテーション		日本派遣							
分野 b		A2 A3取付		A2 A3 スケジュール送付		オリエンテーション		派遣					
分野 c						A2 A3 スケジュール		オリエンテーション		派遣			
高級研修員						申請(公電)		A2 A3 スケジュール		派遣			
準高級研修員						申請(公電)		A2 A3 スケジュール		派遣			

- ・ 機材供与計画とは？
- ・ 機材供与計画とは技術協力の大きな柱となる機材の年間投入計画である。
- ・ 機材の購送時期および引取りについてはプロジェクトの進行に支障が生じないようにスケジュールを組むことが重要。

機材供与計画（例）

事項	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
供与機材		翌年度機材仕様策定		供与額の通知		相手機関との協議仕様の改定		翌年度機材の検討					
携行機材				申請		A2取付到着		現地調査示達申請		機材到着・検収			
								示達		申請		到着	

・ローカルコスト  
負担事業計画とは？

- ・ローカルコスト負担事業計画とは相手国の財源不足によって所期の目的が達成されない場合に日本側がその不足分を、負担して行う年間資金投入計画である。
- ・ローカルコスト負担事業計画の設定に際しては、相手国の実施計画（特に予算）を十分に把握したうえで行うことが重要。

ローカルコスト負担事業計画(例)

事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
中堅技術者 養成対策費	計画書・見積書の作成			申請	コース開設準備		示達	コース実施				
プロジェクト 基盤整備費	工事設計書・見積書			申請				示達	契約	工事		
応急対策費	工事見積書作成			申請				示達	工事			
技術普及 広報費				計画	申請				実施			
現地業務費 プール分				計画	申請				実施	実施		
技術交換費	計画、受入先機関との連絡			申請				示達	実施			

(キ) プロジェクトにかかる  
計画管理とは？

- ・プロジェクトのマネジメントを行うための重要な事項に「計画設定」とともに「計画管理」がある。この計画管理とは前述したそれぞれの計画が予定通り進行しているかを管理するとともに、もし問題が生じていればその解決策をほどこすことである。
- ・なおその問題が設定された計画（基本計画(M/P)および暫定実施計画(TSI)を除く)自体にある場合にはその修正を行うことも含まれることとなる。
- ・計画管理とは上記計画の管理を行うことと同時にその結果および状況を常時、在外事務所、JICA本部および相手国側へ連絡・報告することである。
- ・その連絡・報告の方法としては業務報告、事務連絡をもって行う。(前述(イ)のプロジェクトにかかる計画の相関関係の図参照)

年間計画管理表(事例)

項目	4	6	8	10	12	2	4
報告書作成・提出	年次報告 (業務報告) 西洋研修 技術状況報告	専門家の活動状況 カウンターパートの配置	技術移転状況ほか 具体的な報告 (プロジェクトリーダー一会議)				
専門家派遣計画	任務終了 派遣有無の通報	交代 派遣時期の調整一協議事項の整備一派遣	短期専門家 派遣時期の調整一協議事項の整備一派遣	休暇一時帰国 具体的な報告			
調査派遣		派遣有無の通報	派遣時期の調整一協議事項の整備一派遣				
機材供与計画	本部より 指示	機材リスト作成 (・新機指定 ・プライオリティ 一をつける)	AAフェーム 機材リスト 必要 現地調達申込 指示	調達部へ 調達申請 調達手続き(平均7ヵ月)		輸送 到着・検品	
研修員受入計画	本部より 指示	カウンターパート 選定	AA・AB フェーム必着	研修内容・オリエンテーション(本人の同意書取り付ける) 受入時期・期間・受入機関			
技術移転活動計画	カウンターパート ローカル予算	カウンターパート配属					
ローカルコスト負担事業計画	現地業務費	定期送金分 臨時支給分					
緊急対策費		その都度必要に応じ申請・実施					
普及広報対策費							
国内協力体測							必要に応じ開催

委員会設置(専門家派遣計画、研修員、機材、教材、問題点の解決策)  
 現地合同委員会(事業計画等の協議、問題点の解決策)との連携





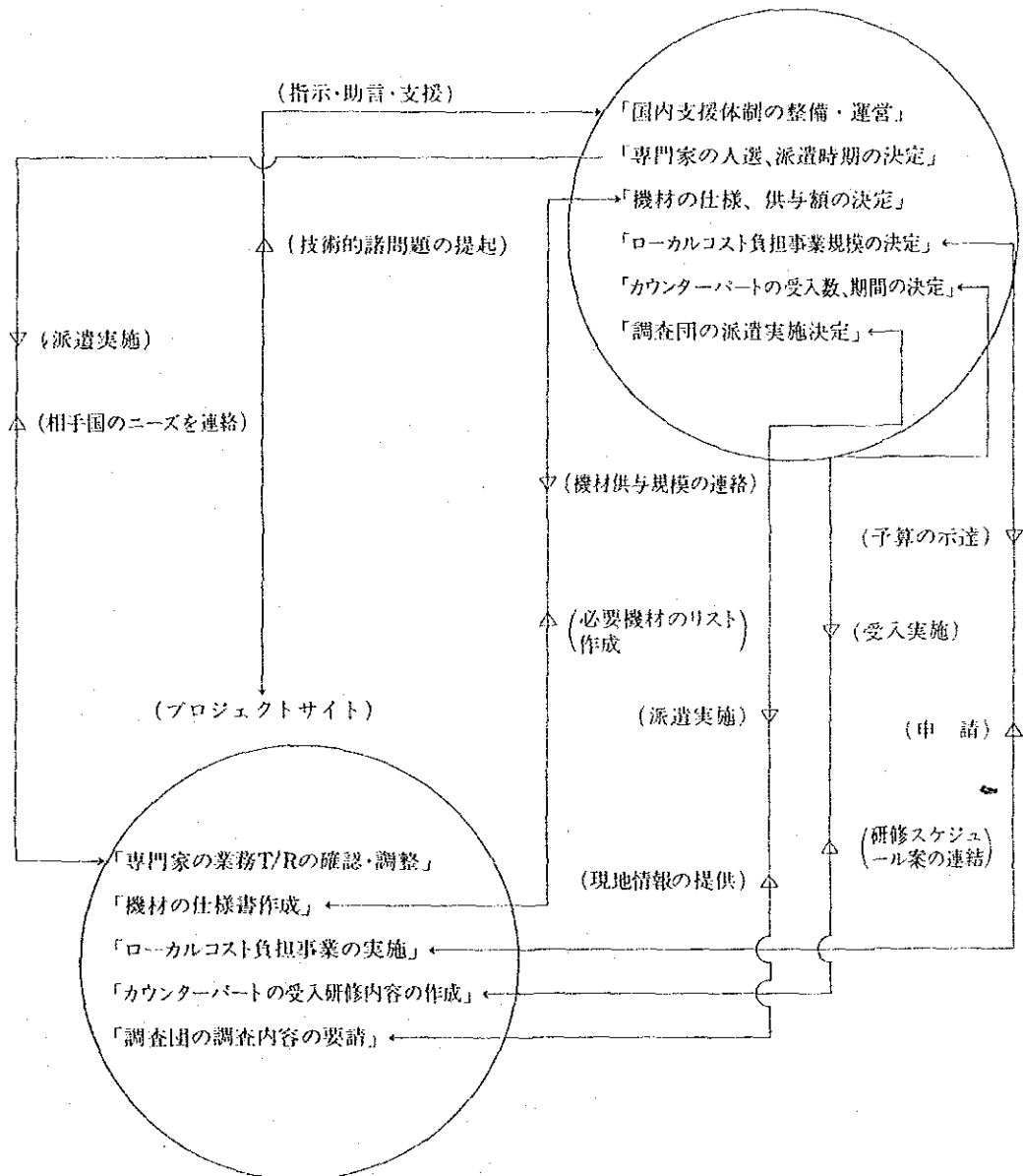
(2) 本部及びプロジェクトサイトにおけるプロジェクトの実施と運営

年次計画を年間計画として整理すると前頁の表のようになるが、これを本部とプロジェクトサイトで分担しながら実施していくことになる。

本部とプロジェクトサイトの流れを図示すると下図のようになる。

実施運営チャート

〔本 部〕



(3) 計画管理と軌道修正業務

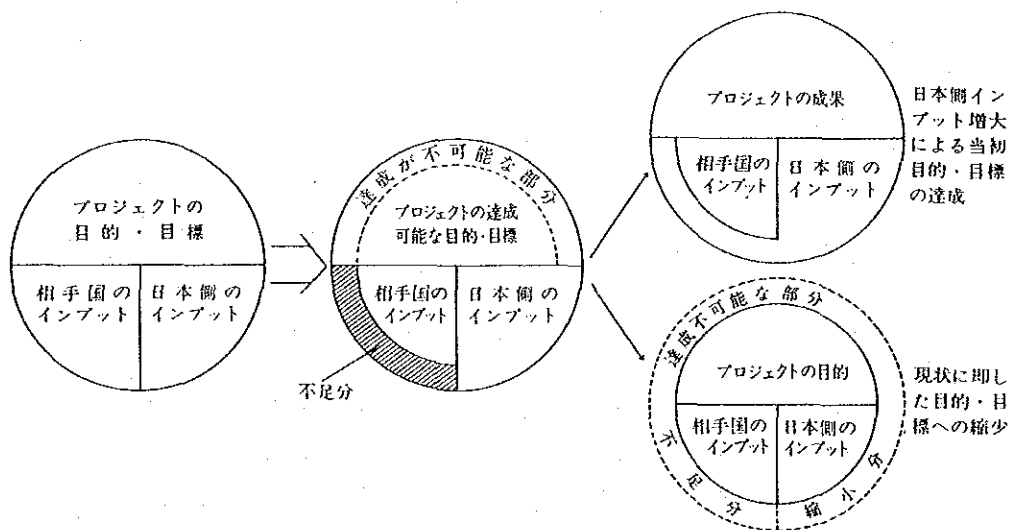
(ア) 軌道修正とは

プロジェクトの計画、運営、管理の最終的決定はJICA本部が行うが、現地プロジェクトの専門家は事前調査、実施協議(R/D)で決定されたプロジェクトのフレームワークに沿って活動、実施することとなる。この場合は、当初計画(事前調査の段階)が、かなり詳細な部分について相手国の実情を(相手国が考えている本プロジェクトの政治、社会、経済における位置づけ、プライオリティー、インプットの規模、そして将来計画を含め)正確に把握したうえで決定されており、また専門家として派遣される者全員が、その計画策定の決定に参画したものであれば、プロジェクトの目的を達成するための目標を十分に理解し、本部からの運営管理に対する指示も十分に理解して実施でき、プロジェクトの成果が十分期待することができる。

ただし、JICAの過去の経験からは、かねがね事前調査の不十分さが指摘されており、現実問題として派遣された専門家は赴任後、R/Dの目的及び設定された目標とプロジェクトの現実との差に驚かされることとなる。このようなプロジェクトサイトにおいて、専門家の対応はR/Dの目的、目標が自分に与えられた使命と考え、困難と思われる目標に向かって行くか、または、プロジェクトの目標かつ自己の目標が定まらない日々が続くこととなり、結果的に当初の計画の遂行が負担となり計画管理に支障が生じることとなる。

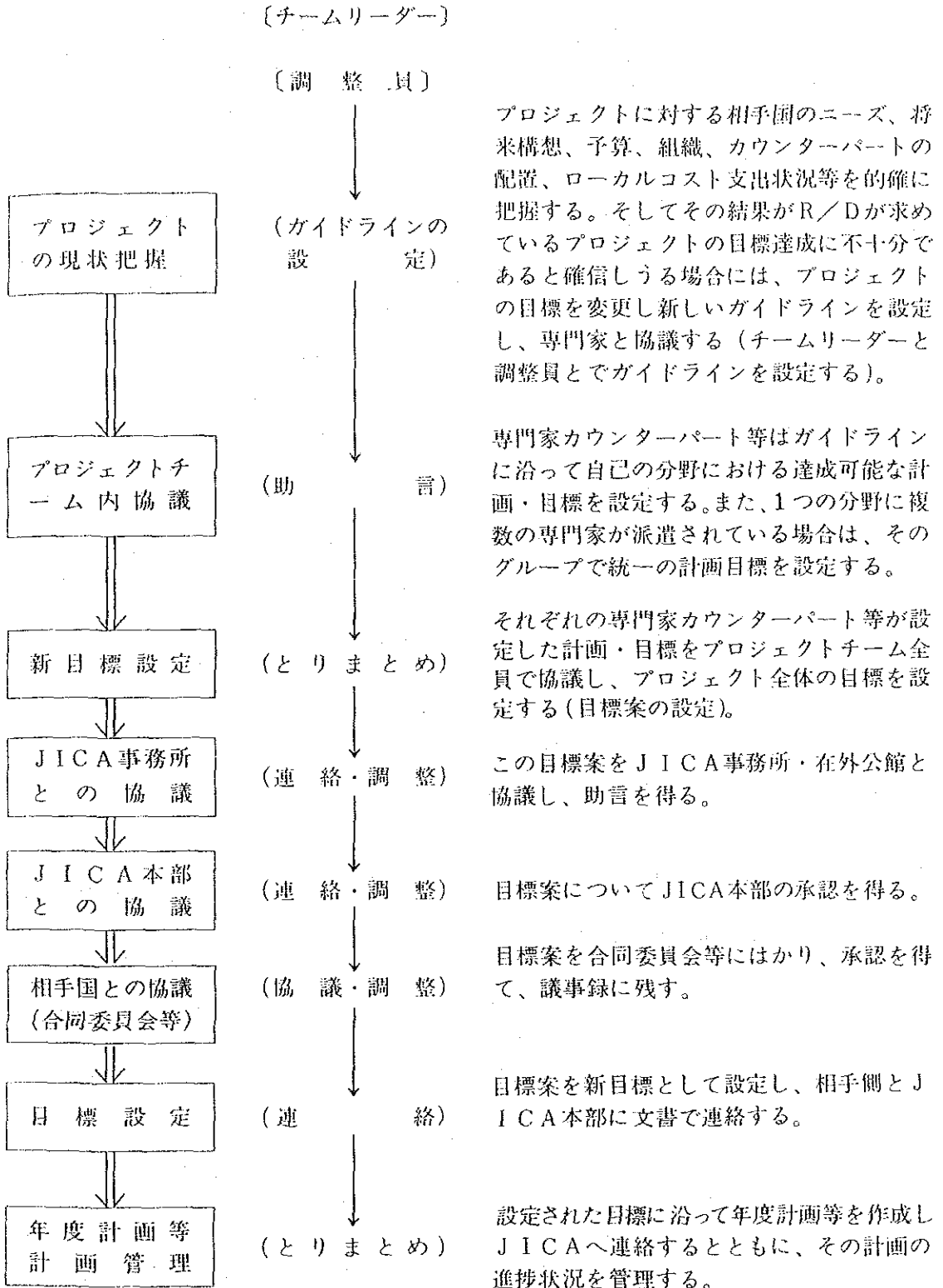
そこでこのような事態を避けるため次の業務(軌道修正業務)を実施する必要がある。

(R/Dの目的・目標)                      (プロジェクトの実情)                      (軌道修正)



以上のような軌道修正を現地で行うことになるが、この軌道修正は次のプロセスで実施する。

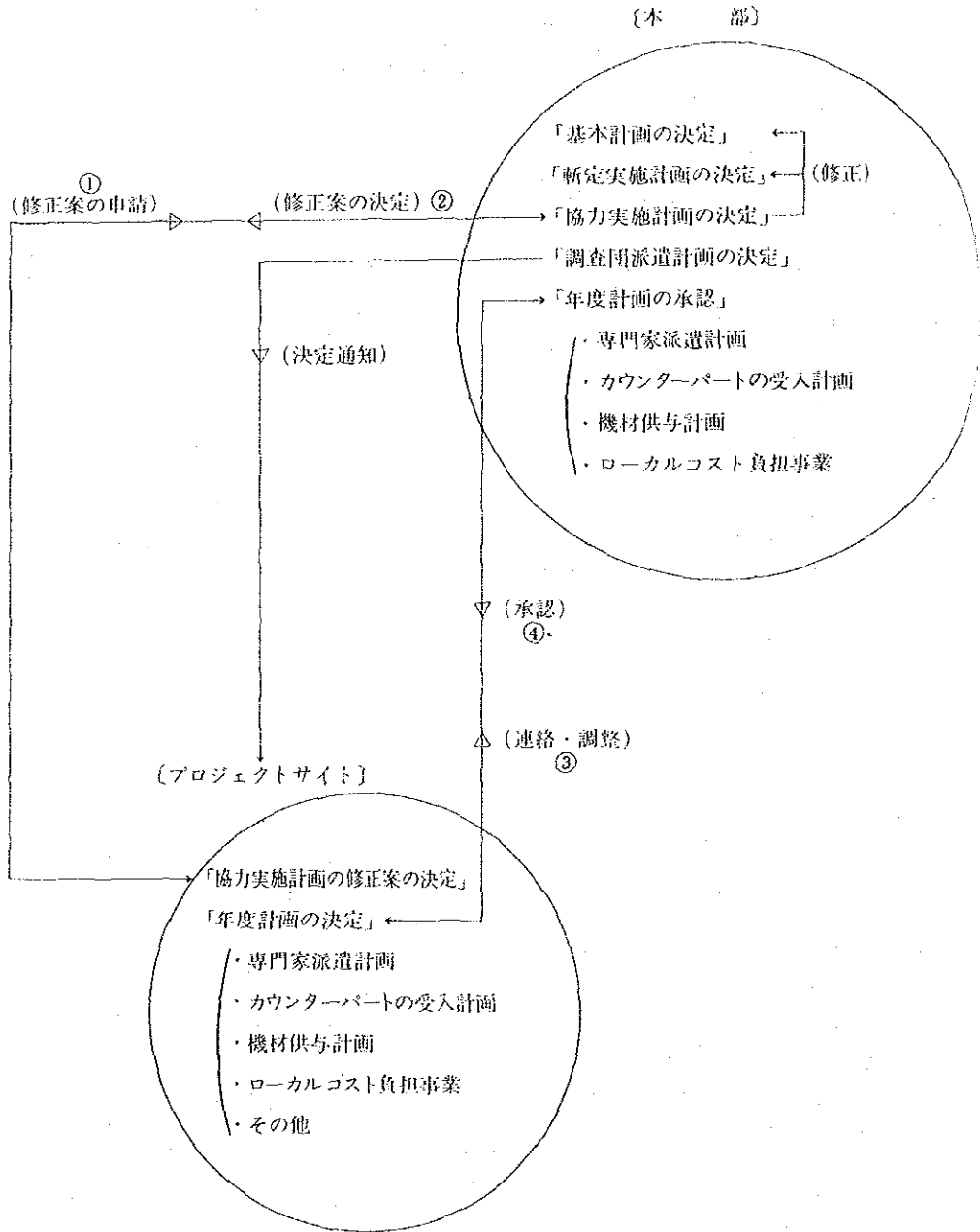
(イ) 実施プロセス



(7) 本部との関連

以上のプロセスを本部業務との関係で図示すると以下ようになる。

〔軌道修正にともなう本部との関連〕



### 3. プロジェクトの終了時評価

プロジェクト方式技術協力の終了時評価(エバリュエーション調査)のあり方

区 分	内 容	備 考
1. 評価を行う 目的	<p>(1) 当初目標と比較しプロジェクトの完成度を把握する。</p> <p>(2) プロジェクトの管理運営の適正度を把握する。</p> <p>(3) 計画自体の妥当性を検討する。</p> <p>(4) 協力期間の延長の要否を判断し、その後の措置について検討する。</p> <p>(5) 将来に役立つ教訓、提言等を導き出す。</p> <p>(6) これら結果をエバリュエーション報告書にとりまとめる。</p>	<p>(1)(2)(3)* は6.「評価の対象項目」を参照。</p> <p>(4)* 必要に応じ所要の手続き(R/D署名等)を行う。</p>
2. 終了時のと らえ方	<p>(1) 協定またはR/Dに示された協力期間の終了時。</p> <p>(2) 延長協定または延長R/Dに示された協力期間の終了時。</p>	<p>* フォローアップ協力についての評価は必要に応じ別途行う。</p>
3. 計画のとら え方	<p>(1) 協定、R/D、TSI、実施計画、年次計画等に示された投入(日本側、相手側)、活動及び目的達成の3段階につき、計画を時系列的(年次別)に把握する(バーチャートの活用)。</p> <p>(2) これらの計画策定が行われた協力の経緯や背景及び協力開始時の目標設定の状況等を把握する。</p> <p>(3) 事前調査報告書、実施協議報告書、長期調査員報告書、計画打合せ報告書、プロジェクトリーダー年次報告書等による。</p> <p>(4) 無償資金協力がある場合は基本設</p>	<p>(1)* 「TSI」(Tentative Schedule of Implementation Program)とは、R/Dの枠内で予算確保を条件とした投入実施計画を言う。「TIP」(Tentative Implementation Program)又は「PO」(Plan of Operation)とも呼ばれる。( 「R/D作成のためのマニュアル」参照)</p> <p>* 「実施計画」「年度計画」はR/D署名後、計画打合せチームや派遣専門家により相手国側と協議し策定される詳細計画をいう。</p> <p>* 「投入」「活動」「目的達成」の</p>